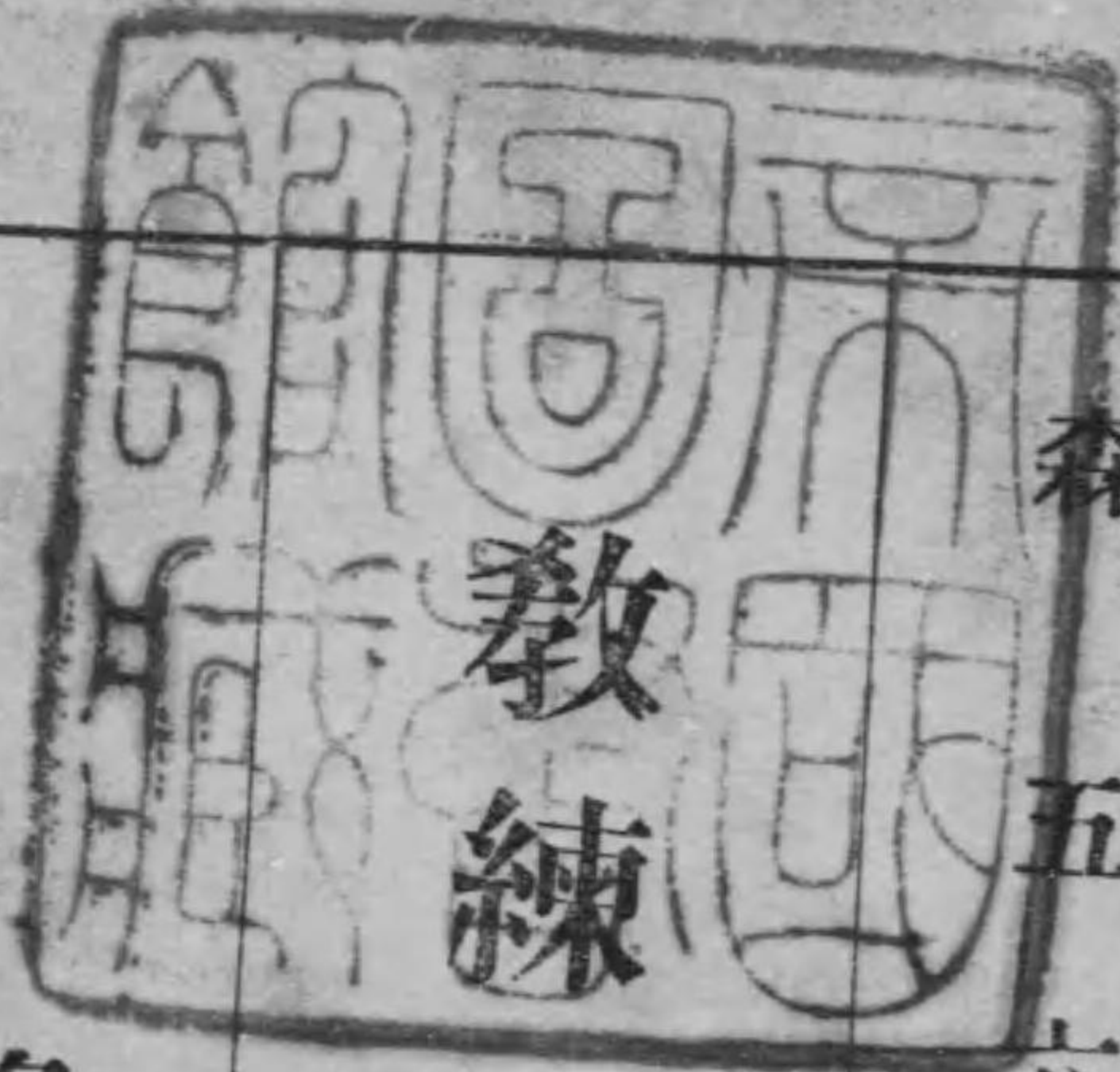


始





森五六編

教練

の  
指針

名古屋偕行社發行

大正

14. 9. 19

内交

276-372

序

國民の資質向上を目的とする學校教練も其緒に就き逐日試練の期に入りつゝあり而して熱心なる學校當事者の指導と潑刺たる意氣を有する生徒諸子の奮勵とは必ずや所期の効果を齎すへきことを確信し爲邦家欣快措く能はさるものあり

然れども學校に於ける教練配當時間と教官助教の數に想到せば其訓練の困難なるは勿論軍隊に比し其の教育の方法に著しく逕庭あるを以て學校教練は其目的に鑑み教育手段方法の考案に深甚の注意



を加へ之か選擇を誤らざるを要す而して其主眼とする所は「配當時間の經濟的使用」と「末節を捨て、大本に就く」に在り

二

本書は實に此二大要求の下に森中佐に囑して編纂せられたるものにして廣汎なる軍事關係書中生徒に必要な事項を摘録取捨し所要の説明を加へたるものなり近時坊間に發賣せらるゝ軍事參考書尠からすと雖も多くは必任義務の徵兵を本位とする記述に非んは匿名士の編纂にして進て生徒諸子に推奨するに躊躇するものなり

編者森中佐は今回東北帝國大學の服務を命せられたる人にして軍事學の造詣特に深く竊に本書の誇とする所なり

生徒諸子は本書の使用に依りて自習の便と教官説明の補足とを得可く繁忙なる學業の餘暇尙能く軍事智識の梗概を修得すへし又一面改正に續くに改訂を経たる陸軍諸典令範諸條規の最新正鵠の拔萃たると輕重取捨宜しきを得たるとの點に於て教官研究の好伴侶たるを失はず則ち本書は權威ある學校教練の手引として普く其活用を慫慂するものな

三

り  
終に臨み編者森中佐の勞に對し深厚なる謝意と敬意とを表す

大正十四年八月

陸軍中將 井上幾太郎

例言

本書は愛知縣學校當局者の希望に基き中等學校以上に於ける教練教科書の意味を以て編纂を命せられ執筆したるものなれとも編者不敏殊に此種編纂業務に經驗なく或は當路の要望に適せざるなきや疑惧に堪へざる所なり

本書の編纂に方り學校に於ける教練振作の趣旨に鑑み勉めて軍事本位に偏するを避け學生生徒の履

二  
修すへき教練諸課目の目的精神を闡明するに力を  
注ぎ研鑽自修の資に供するを主とせり従て内容の  
整理に於ては陸軍現行の典令範の編纂形式に拘泥  
することなく専ら學校に於ける實施の便宜に従ひ  
諸課目を按配排列し特に重要と認むる課目に就て  
は細部の要領を詳述するに勉めたり又學生生徒の  
實行體驗に重きを置きて記述したるを以て一般軍  
事智識の養成に資すへき所謂學科に屬する事項は  
實施に直接關係を有し且實施の目的精神を明かに

するに必要な事項の外之を省畧せり  
本書は本年九月の新學期迄に配本し得んかため編  
纂を急きたる結果旗信號測圖等の教材を網羅する  
を得さりしは遺憾とする所なり又編纂上梓を急き  
たる結果脱漏誤謬なきを保し難きは衷心の苦痛と  
する所なるも諸彦の忌憚なき批評に依り増補改訂  
を加へ完成を將來に期せんとす

大正十四年七月二十日

編者 陸軍歩兵中佐 森 五六 識

# 目次

學校に於ける教練の意義	一
教練の輪廓と其内容	二三
<b>第一編 各個教練、部隊教練及射撃</b>	
第一章 各個及部隊教練の總說	二七
第二章 各個教練	三二
第一節 通 說	三二
第二節 服裝の端正と著裝の確實	三五
第三節 徒手各個教練	三八
不動の姿勢	三九
舉手注目の敬禮	四二
右(左)向、半右(左)向	四四

後向.....四五

折敷、伏、臥.....四六

行進の總説及速歩.....四八

速歩行進間の動作.....五二

駈歩及駈歩行進間の動作.....五三

第四節 執銃各個教練

兵器の尊重.....五五

三八式歩兵銃の構造の概要及各部の名稱並に手入法.....五六

立銃に於ける不動の姿勢.....五九

右(左)向、半右(左)向、後向.....六八

銃の操法.....七〇

捧銃.....七〇

擔銃.....七一

著劍及脱劍.....七四

行進.....七八

.....八〇

第五節 射撃豫行演習

執銃行進間の敬禮.....八二

彈藥の裝填及抽出.....八三

射撃.....八七

通説.....八七

射撃に關する定説.....九三

射撃の姿勢.....一二

立射.....一四

膝射.....一七

伏射.....二〇

逆射.....二四

射撃の實施、中止及終止.....二七

通説.....二八

射撃豫行演習.....二八

照据銃.....二九

準.....三三

.....四三



擊發.....一五〇  
 照尺の用法及照準點の選定.....一五四  
 地形地物を利用して行ふ射撃.....一五七  
 突撃.....一八〇  
 第三章 部隊教練.....一八五  
   第一節 通説.....一八五  
   第二節 編成.....一九三  
   第三節 密集教練と疎開教練.....一九六  
   第四節 分隊教練.....二〇四  
     密集.....二〇四  
     集合及解散.....二〇五  
     整頓.....二〇六  
     部隊停止間の敬禮.....二一〇  
     右(左)向及後向.....二二二

刃銃及解銃.....二二四  
 行進.....二二八  
 部隊行進間の敬禮.....二二三  
 途歩.....二二三  
 方向變換.....二二六  
 隊形變換.....二二九  
 射撃及彈藥の裝填抽出.....二三〇  
 突撃.....二三三  
 疎開.....二三三  
 疎開戰鬪法の本義.....二三四  
 散兵の心得及動作.....二四七  
 散開前戰場に於ける分隊の運動.....二五七  
 散開の方法.....二五九  
 散開せる分隊の運動.....二六二  
 散開せる分隊の射撃.....二七四

第五節

小隊教練

散開せる分隊の突撃……………二八七  
 散開隊形より密集隊形に集合又は併合……………二九三  
 分隊戦闘指揮の心得……………二九四

通説……………二九七

疎集……………三〇三

接敵運動……………二〇五

火線の構成……………二〇五

火線の運動及射撃……………二一四

火線の運動及射撃……………二一六

隊……………二二四

小隊の突撃……………三二七

小隊戦闘指揮の心得……………三三五

第六節

中隊教練

……………三四三

通説……………三四三

隊形……………三四四

集合及解散……………三四六

整頓……………三四八

進行……………三四九

方向變換……………三五〇

隊形變換……………三五〇

射撃及彈藥の裝填、抽出……………三五二

突撃……………三五三

突撃……………三五三

閱兵式及分列式……………三五四

開……………三五七

接敵運動……………三五七

展開及運動……………三六三

豫備隊……………三七六

突撃	三八一
防禦	三八八
退却	四〇四
戦闘中の集合及併合	四〇八
退却	四一〇
第四章 夜間に於ける教練	四一一
第一節 夜間に於ける各個教練	四一二
第二節 夜間に於ける部隊教練	四一五
第五章 狹窄射撃及實包射撃	四二〇
第一節 狹窄射撃	四三一
第二節 實包射撃	四三二
第六章 距離測量	四三五
距離測量	四四三

第二編 陣中勤務

第一章 總說	四五〇
第二章 用語の注意	四五五
第三章 搜索と警戒	四六〇
第四章 搜索の概要	四六三
第五章 斥候	四六八
第六章 警戒	四九四
第一節 通説	四九四
第二節 行軍間に於ける警戒の概要	四九八
第三節 連絡兵	五〇九
第四節 駐軍間に於ける警戒の概要	五一二
第五節 前哨本隊及前哨中隊	五一九
第六節 小哨	五二三
第七節 歩哨	五二八

第八節 斥候及巡察……………五四三

第九節 戦闘間に於ける警戒の概要……………五四五

第十節 上空に對する警戒……………五四七

第七章 通信の傳達法……………五五〇

第八章 行軍……………五五六

第九章 宿營……………五六五

第三編 指揮法及教育法の（部（助教助手））

第一章 總說……………五八六

第二章 指揮法……………六〇六

第三章 助教助手の動作……………六二二

第四編 演習に關する心得

附圖

第一 散開戦闘法及疎開戦闘法對照圖

第二 歩兵中隊陣地占領の一例

第三 小哨配置の報告の一例

第四 十縦隊となり前進する師團戰備行軍の一例

## 教練の指針

### 學校に於ける教練意義

此度青少年訓練實施の先驅として、中等學校以上に現役將校が配屬せられて、此等の學校に於て行ふ教練の實施に膺る事となつた。將來は勿論全國の青少年一般に此種の訓練を及ぼされる事となるのであらうが、中等學校以上の學生生徒たる諸子は、義務教育を済ませた後に於ても尙修學を續け、或は更に高等の教育を受け得る身の幸福を深く感謝せらるゝと共に、御影で大勢の者に先て特別の訓練を受け、延て男子の最も尊重すべき兵役義務にも特典を蒙むり一日も早く自己の目的に邁進する事が出來ると云ふ、重ね重ねの幸福をしみじく

教練振作  
に關する  
文部省訓  
令

二

と感得せられて、最も熱心に最も誠實に教練に従事し國家、  
社會、家庭から受くる恩寵に酬ひねばならぬと信ずる。

學校に於ける教練の意義は大正十四年四月十三日文部省訓令  
第五號に明示せられて居る、今之を引用しながら所要の解説  
を加へ學生生徒諸子の教練に對する覺悟を固からしめたい。

文部省訓令第五號

今般勅令第三百三十五號ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬令ヲ定  
メラレ文部陸軍省令ヲ以テ陸軍現役將校配屬令施行規程ヲ公布  
セリ

國民ノ心身ヲ健全ニ發達セシメテ其ノ資質ヲ向上セシメ以  
テ國力ヲ増進シ國運ノ隆昌ヲ圖ルハ内外現時ノ情勢ニ鑑ミ  
最モ喫緊ノ一要務タリ而シテ其ノ目的ノ達成ハ主トシテ之  
ヲ教育ノ効果ニ待タサルヘカラス故ヲ以テ明治維新以來教

育ノ制度ヲ定ムルヤ思フ此ニ致シテ施設經營シ明治十九年  
教育法令ヲ改正スルニ當リ特ニ學校ニ於テ兵式體操ヲ課ス  
ルコトトセリ當時一般學校ニ於テ教師モ生徒モ熱心ニ事ニ  
此ニ從ヒタレハ其ノ教育ノ實績ヲ進メタル功顯著ナルモノ  
アリタリ然ルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ學校ニ於ケル兵式體操モ  
動モスレハ當初ノ精神ト乖離シ徒ニ形式ニ流レテ其眞髓ヲ  
失ハムトスル傾向ナキニアラス是ニ於テ大ニ之ヲ振作シテ  
體育ヲ促進スルト共ニ德育ヲ裨補シ併セテ國防能力ノ増進  
ヲ圖ルノ必要朝野ニ論議セラルルニ至レリ翻ツテ世界ノ大  
勢ヲ察スルニ大戰以來歐米諸國ニ於テハ國民訓練又ハ軍事  
豫備教育ト稱スルモノ著シク發達シ之ニ依リテ實質剛健ノ  
士風ヲ振起シ社會民心ヲ善導シ且國民ノ間ニ國防思想ヲ普  
及セシムコトヲ期セリ我カ國ハ列強ニ先チテ學校教育ニ

三

兵式體操ヲ加へ國民訓練ノ實ヲ示シタルニ拘ラス近時却テ  
彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ  
近頃歐米諸國を周遊した人々は悉く彼國に於て行はるゝ一  
般軍事教練の盛況を傳へて驚異の眼を睜て居る、誠に其通で  
ある、英米兩國は平時の傭兵制度から戰時の國民皆兵制度に  
移る準備として、佛國は人口の減少より來る軍備上の欠陥と  
現役在營年限の短縮に伴ふ不利とを補ふため、獨乙にありて  
は平和條約に因る無軍備情態の危險を隱密に裨補するため、  
體操の名稱に匿れて各國夫れ夫れ所謂軍事豫備教育を勵行し  
て居る、其他伊國は勿論勞農露國も其他の歐洲小邦皆然りで  
ある、此の如き軍事教練の盛況は世界大戰の苦き經驗に依る  
直接の刺戟に基くものであるが、我邦の學校に於ける教練は  
文部省訓令にもある通、今から四十年前明治維新の後二十年

四

を出てすして創始せられ實に列強に先つ事遠き過去に於て獨  
創せられたるものである。然も其精神は軍事に偏した窮屈な  
ものでなく、實に國民資質の向上を目的とした誠に崇高な課  
業たるのである。然るに近來教練の實施が稍形式に流れ初め  
の眞精神に適はない様になつたのは文部當局の慨嘆せらるゝ  
通であつて昔兵式體操の名の下に最も熱心誠實に實行せられ  
た先輩に對し甚だ濟まない譯である。  
今度學校に於ける教練の振作に就て文部省訓令には次の如く  
陳へてある。

内外ノ情勢右ニ述ベタルガ如シ當局ニ於テハ夙ニ學校ニ於  
ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之ガ爲ニハ現役將校  
ヲシテ其指導ノ任ニ當ラシムルコトノ有効ナルヲ認メ之ガ  
實行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其ノ實現ヲ見

五

ルニ至レリ

抑々學校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ學生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シテ其ノ資質ヲ向上セシムルニ在リ換言スレバ(以下訓令項ヲ便宜上分割シテ項目ヲ分チ列舉ス)

1 國家的觀念ヲ明徴ニシテ献身奉仕ノ精神ヲ振起ス

2 自主自立ノ習慣ヲ馴致ス

3 責任ヲ盡シ規律ヲ重ンジ節制ヲ守リ協同ヲ尙ヒ且命令ニ服従スルノ氣風ヲ作興ス

4 身體ヲ強壯ニス

5 志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神ヲ涵養ス

而シテ之ガ勵行ニ依リテ國防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ須タス(以下略ス)

以下數頁を割いて文部當局が期待せらるゝ所に鑑み、教練と

以上諸徳の關係を説明することも學生生徒諸子の自覺を促がす爲に徒爾であるまい。

1 抑も教練は其形を護國の爲にする軍隊教練に籍るものである、然し若し其形のみを籍りて其精神を閑却したならば虎を描て猫に類すると齊しく近來の學校教練の不振を繰返へすに過ぎない、眞に教練の要諦に觸れて護國の精神に生くるならば、其形の整ふも亦自然であつて國家的觀念が躍如たるに相違ない。

近來國際主義なる觀念が熾になつて來て人類平和の爲に盡そうと云ふ思想が湧いて來たことは結構である、然しながら今一足飛に從來の國家の對立から國際主義の理想に到達することが可能であらう乎、否な現代に於ては人種、言語、風俗、習慣殊に歴史を異にする各



八  
種民族が洋を東西に隔て氣候、風土、天産物を異にする陸上に住む以上、相團結して各々國家を形成するは當然のことであつて將來に於ても此國家の對立が解除せらるるものとは想像が出来ない。國家の對立がある以上國民が一致團結して其富強を圖るの必要は論議の餘地がない、富強なる國家の庇護下に個人生活の安全が保障せられ、社會の福祉は増進せらるるのである。又國家の富強に依て國際間に重きをなし他國の横暴を許さざることが現代に於ける國際協調の途である、世界に冠絶せる萬世一系の皇室を奉戴し三千年來の光榮無比の歴史を有する我國民は一致團結國家の富強を圖るべきである。

教練は護國の精神を基調として行ふべきであるから、

此間國家的觀念は不知不識の間に涵養せらるべく、國家の使命を意識するならば從て献身奉仕の精神を振起するに至るべきである。之れ文部當局が教練を以て「國家的觀念ヲ明徴ニシテ献身奉仕ノ精神ヲ振起スル」良法なりと認められた所以なりと信ずる。今や世俗一般に一己の利を追ふに汲々として献身奉仕の念動々もすれば銷磨せられんとする傾向あるとき、國家的觀念を明徴にするは緊要無二のことであつて、教練に従事する間常に心を茲に存すべきである。

2 自主自立の習慣は身を立て家を起し國家の富強を圖る基礎である、由來我國民は摸倣に巧なるも獨創發明の能力に乏しきは周知の事實である、此欠點も畢竟自主自立の精神に乏しきの致す所であるまい乎。現時の戰

一〇  
闘では科學の進歩に基き各種新兵器の現出に依て其方法頗る複雑多岐となつて居り、又人智の進歩に伴ふて眞に理解ある勇氣の發露が戰場に躍如たるものがある從て此の如く嶄新奇抜の兵器を用ふる沈勇の敵に對しては一兵卒と雖戰場に於て「工夫ヲ積ミ創意ニ勉ムル」ことが肝要である、今日の軍隊教練は此處に著眼して大に獨創を獎勵して居て、世間に往々誤解がある如く軍紀の桎梏の下に人間を偶像視し又は機械視する様なことが絶對にない、各人が全智全能を揮て工夫獨創し最後の勝利を獲ることを獎勵し練成して居る、從て學生生徒諸子は教練間此創意工夫の試鍊を受くるのである。又之を小にしては自分の身廻りを自身で片附ける習慣

は極めて必要で、乃ち勤勉力行の良習規律節制の基礎も之から生れるのである。今日學校の躰は皆此點に意が用ひてあり、又心ある家庭では富豪で人手に不足なくとも幼少の時から身廻を自分で處置する様に養はれるものであるが、教練に於ける服裝の整備諸資材の準備及格納殊に教練後に於ける兵器の手入等に自主自立の良習に慣らすものであるから、此心持で奮て手入整頓をして若い者に有勝な放埒を避くることが肝要である。

3 眞の國民的一致團結は國民各自が各々有形無形の責任を重んじ各々其本分を盡すに依て堅實を期し得るものである、凡そ西洋道徳は日本の如く溫情報恩の麗はしい點に乏しいが、之に代はるに權利と義務の對立が徹

底して居る。此頃我邦では權利を主張する欲求は強いが義務を盡す觀念が甚だ弱い、之では我邦固有の美德を捨てて西洋道德の弱點を取入ることとなり、國民精神を破壊するものであつて、責任觀念の喚起、義務心の振興は急務中の急務である。教練に於ては第一戰鬥教練として劍電彈雨の裡、戰場に於ける國民としての責任觀念を喚起し義務心を發揮して最後の一人となる迄奮戦力闘するの魂を養ふこととなり、第二陣中勤務として搜索、警戒の練習を行ひ一斥候一步哨と雖も全軍の安危、否な國家の隆替を双肩に擔ふべき貴重なる責務に服することを諒得するは責任、義務の精神養成上有効である。凡そ教練に於て義務を重んずる精神を協同一致の觀念と結び付けて「上下ヲ問ハズ各々其

職責ヲ重シ一意任務ノ遂行ニ務ムルハ即協同一致ノ趣旨ニ合スルモノトス」の精神を以て實施したならば自然に責任觀念の養成となるのである。規律を重んじ節制を守り、協同を尙ふ習慣は團體生活の基礎で、所謂共存共榮の最大要件である。何等特殊の事情がないのに電車汽車の乗降に規律を輕んじ、節制を守らず、我勝に行動する爲、混雜と時間の空費を來たし、不愉快と危険を醸しつゝあることは日常見飽いて居る現象である。又協同を尙ふの必要は、今更云ふ迄もなく學生生徒諸子か平常趣味を以て行はるる競技で體驗せらるる通である。學校に於ける日常諸般の行動は皆此規律節制協同の良習養成の目的に逸するものがないが、取譯教練では一

舉一動集散離合皆嚴格なる規律、整然たる節制の下に協同動作をなさしむるものであつて、淺く考ふれば過酷の様であつても、其眞意を理解せば一舉手一投足皆意義があり喜んで號令に従ひ命令に服すべきである。命令に服従すると云ふことは自主自立と矛盾するかの如く考へられぬでもない、然し一家の和樂團樂は家内中の者が家長の教訓を守り其命令に従ふに依て求められ、一學校の聲價は校長の方針に遵ひ孜孜學業に勵むに依て揚かり、國家社會の安寧秩序は夫れ夫れ局に膺る者の命令に服従するに依て保たれ、且能率が高まつて國家の富強を致すのである。如何に自主自立とは云へ秩序を紊して迄も許さるべきものでない、秩序を念頭に置かない時は自主自立にあらずして不羈放縱に陥

るものである。如何なる成立の國家にありても命令には絶對の服従を要求して居る、共和國とは云へ米國、佛國等の如き秩序ある國家は勿論であるが、世人から最も放縱なる如く考へられて居る勞農露國に在ても吾々から考へると大分亂暴の命令に對し絶對の服従か要求せられてあり、之か違反者に對する制裁も最も峻嚴である。之に依ても命令に服従することが國家の成立國民生活に必要なかが解るであろう。學生生徒諸子は將來社會の中堅指導の階級となるべき人々で、自ら命令に服従すると共に、局に當て他人に服従せしむべき位置に立つべきものである。凡そ人を服従せしめんとせば自ら上長に服従して範を下に垂るるか要道である。然らば喜んで教師の教訓を迎へ、進んで上長の命

令に服従すべきこと、當然中の當然と云ふべきである。教練に於ける規律的行動は一に嚴格なる命令服従に依て行はるべきものであつて、教練に任ずる教官は「軍紀ハ軍ノ命脈ニシテ其張弛ハ勝敗ノ由リテ岐ルル所ナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ故ニ全軍ヲシテ至上長ニ服従シ其命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性タラシメ所謂萬人ノ心ヲシテ一人ノ心ノ如クナラシムルヲ要ス」又は「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戦線幾十里ニ亘リ到ル處地形ト境遇トヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ能ク一定ノ方針ニ從ヒ一致ノ運動ニ就カシメ所謂萬人ノ心ヲ以テ一人ノ心ノ如クナラシムルモノ即チ軍紀ナリ故ニ軍紀ハ上ミ將帥ヨリ下モ兵卒ニ至ルマテヲ一貫スル脈絡ニシテ其弛張ハ實ニ戦鬪ノ勝

敗ヲ定メ軍ノ運命ヲ決スルモノナリ」を心とし教練に従事せらるるであろうが、之れ單に武器を執ての戦鬪に於けるのみならず、平時の絶間なき國際競争に對する國民の團結一致の演練なることを思ひ、嚴格なる命令に對して服従の美德を表はすべきで、固より之を批難し反抗する等の誤れる行動のあるべき筈でない。唯此際注意すべきは服従は面従又は盲従であつてはならぬことである、何故に命令に服従せねばならぬかを十分に理解し自覺に依て衷心より發する誠意の發露でなければならぬ、魂の脱けて居る服従に依て表面如何に立派に團體行動を取れたとて之は生氣なき偶像の行列と異らない、又服従は命令の辭句に表はれて居る所を満足せしむる丈では不十分である、能く命令の目的、

精神を理解し、責任觀念に訴へ、辭句の盡し得ぬ處を積極的に補足する位の意氣込を以てすることが大切である、自覺に基き全智全能を盡して命令の精神目的を達する如く服従する所に服従の麗はしさか存し、又快感がある。

4 身體を強壯にする手段は教練に限るまい、普通體操や學生生徒諸子か好んで行はるる運動競技か寧ろ教練よりは一層有效であろう。然しながら教練に就て實施する諸運動は有形上にしては國防の術を學ぶの實益を有し、無形上に於ては武技と齊しく我生存を脅かす敵を眼前に描いて行ふものであるから趣味もあり、殊に山野を跋渉して行ふ演習に於ては、自ら求めても得難き豪壯味がある。従て實益と趣味の二點に於て普通體操

や運動競技と差違なき効果を收め得るものと信ずる。

5 以上述べたる如く教練に於ては堅確なる國家的觀念の下に最善最美の献身奉仕の犠牲的精神を發揮し、自主自立の爽快なる意識を以て、責任を重んじ規律あり節制あり協同一致一絲不紊る行動を執り、學生生徒諸子の自覺に基く理解ある服従の下に實益と趣味を兼ねたる運動を實施するのであるから必ず生氣潑瀾たる青少年諸子の心の琴線に觸れ、妙音自ら發して志氣を鼓舞することは火を賭るよりも瞭かである。又屢山野を跋渉して豪壯の氣を養ひ、時として雨に浴し風に櫛り温醸せられたる家庭、閉塞せられたる學窓から離れて自然の天地に親むことともなるのであるから、文部當局の所謂、堅忍敢爲の精神を涵養することとなり、前

途多難を豫想せらるる我國家の前途に對し如何なる盤根錯節をも切開いて、我帝國の隆昌を圖り得へき人物を養成することになるものと確信する。

最後に文部當局は「之カ勵行ニ依リテ國防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ須タス」と陳へられてあるか、學生生徒諸子にして文部省訓令の趣旨を遵守し熱心誠實に教練に従事せられたならば國防能力増進の量たる計り知るべからざるものがある、殊に我國民の國以上の資質として最大欠陥たる次の三點は全然除去せらるべしと云ふて然るべしである。

- 一、規律節制の欠乏
- 二、體力の薄弱
- 三、軍事常識の欠如

尙文部省訓令中には陳へられてないが左の諸點に對して國民

の資質を高め得るものである。

1 輕捷機敏ならしめ注意力を昂むること

平常校庭の教練では左程でもあるまいが、野外に出て戰鬪教練や搜索、警戒の演習でもするときは輕捷機敏に行動することを要求せらるる。之が爲非常に興味を喚起し學生生徒諸子をして不知不識の間に敏捷ならしめ而も注意周到の人たらしむる効果がある。

2 公私の別を明かにする良習を養ふこと

動々もすれば公私の區別を忘れ、寛くへき場合にも寛かす、嚴格なるへき場合にも緊張を欠くと云ふことは日本國民殊に青少年に有勝な欠點である、教練では隊伍を解て休憩するときは教官と膝を交へて嬉戲談笑すへく、一旦號令の下に行動する中は一舉手一投足悉く

嚴格なる規律の下に行ふのであり、机を並へて學ぶ同窓の友も順番に指揮官となり、列兵となり、命令服従の關係が生ずるのであるから、此微妙なる人生境遇の變化に應ずる寬嚴の機を會得することとなる。

3 指揮統御の能力を養成すること

社會に立ちて衆人を率ひる材幹を備ふることは有識者としての一要素である、學生生徒諸子が在學間に指揮統御の要領を學び出て、社會に立てば直に人を率ふるの能力を備へて居ることは誠に望ましき事である、學校に於て低學年から指揮法を學ぶことも此精神から出て居り、教練間各級の指揮官となり又は教官の補助者となつて教育に膺るのことは誠に得難い指揮統御の演練である。此の如くして指揮統御の術を學ぶことが

一朝有事の日軍隊の幹部として職責を盡す最大要素たることは云ふ迄もない。

教練の輪廓と其内容

教練の教材は孰れも前に述べた諸徳の涵養に適し且簡易に修め得る如く選ばれてある、教練に於て修得すべき事項は次の通である。

- 一、各個教練
- 二、部隊教練
- 三、射撃
- 四、指揮法
- 五、陣中勤務
- 六、旗信號



七、距離測量

八、測 圖

九、軍事講話(此内には高等専門學校以上に於ては初級戰術の研究が含まれてゐる)

十、其他兵器取扱保存法、衛生及救急法、結繩、手榴彈投擲法等がある、又大學では重要にして且趣味多き戰史の講義か加へらるる。

以上の教材を軍事的に解説すれば次の通である。

- 一、歩兵の訓練事項の大部
- 二、初級の幹部として必要な事項
- 三、一般軍事常識

又右の修業事項を由て行ふべき軍事諸規定に照らして詳説すれば次の通である。

- 一、歩兵操典を基礎として行ふ紀律を練り且直接に戰闘

の演練を目的とする教練(此教練の意味は學校の教練とは違ふ戰闘の目的の爲にする幹部及兵卒の訓練の意味である)

之に屬する教材は各個教練、部隊教練及指揮法の大部である。

- 二、陣中要務令を基準として行ふ行軍、宿營、搜索、警戒等の演練

之に屬する教材は陣中勤務及指揮法の一部である。

- 三、歩兵射撃教範に率由する武技の演練之に屬する教材は射撃及距離測量である。

- 四、其他旗信號は歩兵通信教範に従ひ測圖軍事講話は夫れ夫れ教官か由るべき諸規定に基き實施せらるるものである。

右に掲げた操典、要務令、教範等は悉く大元帥陛下の御裁可

を経て軍令を以て發布せられてあるもので、未定稿として配賦せられたる操典草案等も配賦の前に、上聞に達しある誠に神聖な經典と稱すべきものである。

操典、要務令及教範は總稱して典令範と稱へて居る、典令範を基礎として行ふか故に教練は軍事本位の如く感せられぬでもないが、前々からくごく述ふる様に教練は決して軍事本位でない、典令範を基礎として選ばれてある教材の全部は悉く一般國民の資質向上に必要な諸徳涵養の手段として適當なもののみで、教材選定の精神は決して軍事本位に捉はれて居らぬ之か例證を申せば銃劍術の如きも軍事本位から云へは大切な課目である、然し勇猛敢爲の氣象を練り身體を鍛へるには學生生徒諸子の正科とし、又は科外として日常猛練習を行つて居らるる我國固有の劍道、柔道で十分であるから教練には

銃劍術が教材として加へられて居らぬ如き之か實證である。

## 第一篇 各個教練、部隊教練及射撃

### 第一章 各個及部隊教練の總説

各個及部隊教練は學校に於ける教練中主要なものであつて歩兵操典に則て實施すべきものである、歩兵操典は各兵種の操典中最も重要で騎、砲、工、輜重兵等他兵種操典の基準となるものである、蓋し歩兵は軍の主兵であつて其兵數も最も多く勝敗の決を直接に負擔するからである、歩兵操典草案綱領第一に「歩兵ハ戰鬪ノ主兵トシテ戰場ニ於テ常ニ主要ノ任務ヲ負擔シ戰鬪ニ最終ノ決ヲ與フルモノナリ故ニ他兵種ノ協同動作ハ歩兵ヲシテ其任務ヲ達セシムルヲ主眼トシテ行ハルル

歩兵操典  
の性質

歩兵の職  
能

ヲ通則トス、歩兵ノ本領ハ地形及時期ノ如何ヲ問ハス戰鬪ヲ實行シ得ルニ在リ故ニ歩兵ハ縦ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ自ラ能ク戰鬪ヲ準備シ且之ヲ遂行セサルヘカラス」と實に現今の歩兵は其使用兵器として從來有して居つた小銃、銃劍の外、輕、重機關銃及平射、曲射の歩兵砲を有し其戰鬪能力は著しく増進して居るのである。

歩兵操典は世界大戰の結果戰鬪法に大革命を促かした爲目下試練時代として確定的のものとなせず臨時の草案となつて居る乃ち現今歩兵訓練の規典は大正十二年一月十六日配賦の歩兵操典草案である、本書に於ては爾後是を「操典」と略稱する操典の内容は全般に通ずる綱領と、訓練の基準たるべき制式及法則と、更に戰鬪に際し此制式及法則を應用する爲に準繩たるべき原則の三大區別になつて居る綱領には歩兵訓練の經

典とも云ふべき精神的教訓の粹を擧げてある、其最終條たる第七に「戰鬪ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ヘシ操典第一部ハ實ニ此趣旨ニ從ヒ少數單一ノ制式及主要ナル戰鬪法則ヲ示セリ故ニ此等ノ制式及法則ニ習熟シ第二部戰鬪ノ原則ニ照ラシ能ク實際ニ應用スルヲ以テ操典ノ本旨トス」とある、學生生徒諸子が學校の教練に於て修得すべき事項は實に操典第一部教練の題目の下に掲げられてある制式及法則であつて曾に形を學ぶを以て足れりとせず、制式及法則の生れ來つた理由と其眞精神を充分に理解して是を實行し表はさねばならぬ、本書の主要なる目的も諸制式及法則の目的及精神を明かにするのにある、尙操典には第三部として敬禮及觀兵の制式等が定めてある是亦學生生徒諸子の修むべき一科目である。

教練は各個たると部隊を以てするとを問はず、操典第一部の冒頭に掲げられてある次の如き精神を以て實施せられねばならぬ。

三〇

教練ノ目的ハ指揮官及兵卒ヲ訓練シテ諸制式及戰鬪ノ諸法則ニ習熟セシムルト同時ニ軍紀嚴正ニシテ精神鞏固ナル軍隊ヲ練成シ以テ戰鬪百般ノ要求ニ適應セシムルニ在リ動作ノ熟達、武技ノ巧妙固ヨリ可ナリト雖精神充實セサルトキハ實戰ニ於テ其眞價ヲ發揮シ難シ故ニ教練ヲ實施スルニ方リテハ常ニ思フ實戰ニ致シ能ク軍人ノ本分ヲ自覺シ服從ノ本義ニ基キ誠意奮勵スルコト緊要ナリ

操典の制式及法則には戰鬪の要求に従ひ訓練の目的に應じ輕重があるのは勿論各制式、各法則中にも自ら主客の部分があらなく是を判別して其本末を誤らざることには留意せねばならぬ。

ぬ、而して此判別は教官が意を用ひて指導せらるゝであらうが本書では特に此點に注意してある、教練は順序を逐ひ簡より繁に入り決して速成を求むべきでない、是が實施に方つては常に熱心懇切事に従ひ且些末の事と雖苟も紀律を紊る様なものは是を等閑にするを許さない、又教練の課目は適當に是を變換し其時間方法は被教育者の能力殊に體力に適應する如く定むべきであるが、課目を變換すること早きに過ぎ事物に飽き惡習を生ずることを戒めねばならぬ、凡そ實戰では過劇の行動は勿論長時間同一の動作を連續施行することがあるから教練も亦此要求に適應せしめねばならぬからである。此最後の點は學生生徒諸子に大分苦痛の種となるかも知れぬが、其理由を克く理解したならば禪家の所謂「心頭を滅却すれば火も亦涼し」の域に入り苦痛も苦痛とはなるまい。

三一

## 第二章 各個教練

### 第一節 通説

各個教練の目的は被教育者をして諸制式に熟せしむると同時に、精神を鍛ひ規律を練り部隊教練の確乎たる基礎を作るに在る。従て最も嚴格に寸毫の間違も假借せぬ様に實施すべきである、凡そ各個教練に於て感染した弊習は常に固著して是を除去すること難く、各個教練の不完全は部隊教練に於て是を補ふことも困難である。

軍隊に於ては入營當初の各個教練に最も重きを置くが其目的は右に陳ふる所に依て明かであろう、最も嚴正綿密に行ふ各個の教育は兵卒に上官と云ふものは部下の一舉一動、如何に微細な點でも閑却しないと云ふ感應を與へ、上官の威望を暗

示することになるから軍紀の養成上最も有效なのである。

各個教練の制式中で不動の姿勢、速歩の歩調等戦闘動作に縁遠い課目に重きを置くを迂愚と考ふる者がないでもなからうが、之れ一知半解の徒と云ふて過言であるまい、軍隊に於て此等に重きを置くは蓋し軍紀養成上頗る有効な手段であるからである、凡そ軍紀の養成の手段には二方面がある、盡忠報國至誠に訴へ衷心より發する崇高なる義務心に依り自覺に基く服従を求むることが其一であつて、第二は形を以て心を責め所謂「居は心に移す」理法に遵ひ外から服従心を注ぎ込む方法である。其一の方法は理想であつて之に依て築かれた軍紀は最も鞏固で千萬人の心を驅て一の心となし一令の下水火をも辭せしめさらしむることが出来る。然し人情には弱點があつて理性のみに倚賴することが出来ない、容を以て心を責

め習ひ性となつて本能的に服従心を發揮せしむることも一面に於て極めて肝要である。由來獨逸軍は外形軍紀の嚴肅を以て有名であるが之に反して佛軍は國民の愛國心に倚賴して形式を輕んずる感がある。然し此佛軍すら大戰後、形を以て軍紀を練るの必要を唱導し勵行を期して居る、我國民は兎角規律節制の觀念に乏しく殊に近頃は誤解せる自由平等の思想から動もすれば放縱に流るゝ傾のある際であるから國家的觀念の充溢から發する規律節制の高唱と共に、形式に籍る方面にも力を用ひ兩全を期せねばならぬ。學生生徒諸子は教練に際し最も精神を緊張し嚴正確實に動作し規律節制の良習を第二の天性たらしむる心懸が大切である。

各個教練の實施に於て二人乃至四名位を一號令を以て同時に動作させることがある、然し之は教育上の便宜に依るもので

各個人を個々に教育するのと其精神に於て變りがない。

## 第二節 服裝の端正と着裝の確實

西洋の諺に「服裝は其身を監視す」と云ふことがある、學生生徒諸子も各所屬學校の制服制帽を着けて居るときは何となく心が引締まり青年血氣の人に有勝な心猿意馬も制服の手綱に引留めらるゝ場合も少からぬであらう、凡そ規律節制の訓練に重點を置く教練に於ては服裝の端正か總ての源であり基である、又如何に誠心誠意を込めて立派な姿勢を取ても服裝が端正でなければ其外觀が崩れ如何にも不仕儀の姿勢に見えるものである、次の挿圖第一に於て其一是立派な不動の姿勢であり其二も同じく立派な姿勢である、然し帽子が傾き、服に皺か寄り、釦の列が一側に偏し、脚絆の穿き方が左右跛の

爲甚だ不仕態に見えるじやないか。

(挿圖第一)  
服装姿勢の正しきもの

一の其



姿勢正しきも服装の正からざるもの

二の其



服装は端正で外觀の整ふて居る丈では實用に適しない、例へば沓下の穿き方が悪く皺を延はさずにあつたならば忽ち靴傷を生じて行軍力を失ふ、巻脚絆の著け方が緩るくて行動中に解けたならば一時行動を中止せねばならぬことになつて協同一致を破ることになる、若し戰場で之が爲に後れる様のことがあつたならば卑怯と誤解せられても已むを得ない、帯革の締め方が緩るかつたならば實弾の充實して居る彈藥盒で腰骨を壓迫せられて堪へられぬ苦痛を感じる、故に服装は端正なると共に著装を確實ならしむることが肝要である。

最後に誤解のないことを望むのは此處に於て述べた服装の端正は立派な物、新しい物を著けよとの意味ではない、粗末でも又古いものでも差支ない唯繕ふべきを繕ひ學校の規定通正しくせよとの意味である、我軍隊では經費の都合上日常随分

ひどい服を着けさせてあるが夫れでも著け方を正しくすれば外見上見苦しくない。

### 第三節 徒手各個教練

操典第二十に「徒手教練ハ執銃教練ノ準備ノ爲ニ行フヲ本旨トス故ニ多クノ時間ヲ之ニ費スコトナク成ルベク速ニ執銃教練ニ移ラシムルコトニ留意スベシ」とある、然し之は戦闘兵を作るを目的とする軍隊教育に於てのことである、學校の教練では大に趣を異にし殊に中等學校の低學年では専ら徒手教練を行ふことになつて居る、之は低學年の生徒諸子は體力上執銃教練に適せぬ關係もあるが文部省訓令に陳へられてある諸徳の養成は必しも執銃教練に待たずとも差支ないからである。因より徒手教練は執銃教練の準備に相違ないが、操典の

文句を盾に取て徒手教練を輕視することは許されない、寧ろ徒手教練に力を用ひ之を立派に完成したならば兵役に就く際入營即日からも執銃教練が始められて操典の趣旨に適ふことが出来る。

### 不動の姿勢

不動の姿勢は教練に於ける基本の姿勢である、故に常に國民精神が内に充溢し外、嚴肅端正でなければならぬ。何故に基本の姿勢であるかと云ふに、無形上に於ては精神が完全に統一して一命の下の本能的に行動に移るの準備に満ち、所謂杖身の赤誠服従心の權化であり、有形上に於ては進むも右左向も孰れも此姿勢からするからである、從て外容に表はれたる所も嚴肅端正で、對する者自ら崇高の念に擊たる、程度になけ



ればならぬ。

以下不動の姿勢の形を説明するに方り教官ノ助教助手トシテ他人ノ姿勢ヲ點檢矯正スルニ際シ本末ヲ愆ラス且周密ニシテ點檢矯正漏ノナイ様ニスル要領ヲ併セ會得サセル様ニ順序ヲ定メテ列記スル、其他ノ諸課目ノ説明モ同様デアアル又號令ハ動作ヲ豫知セシムル豫令ト發動ヲ命ズル動令トニ別レルガ以下豫令ハ行書テ書イテ動令ト區別スル。

操典第二  
十八

號令 氣を著け

一、身體全體の調和と威嚴に充ちたる落著が第一で泰山崩るゝも尙びくともせぬ外容を備へ生々とした氣分が眼眸に輝て居ることが肝要である、前から見た場合に頭の頂から胸の真中を経て兩踵の接合部に繼いた線が正しい垂直線を描いて居らねばならぬ。

- 二、兩踵を一線上に揃へて之を著ける。
  - 三、兩足は約六十度に開きて齊しく外に向く。
  - 四、兩膝は凝らずして之を伸ばす。
  - 五、上體は正しく腰の上に落ち著け且少しく前に傾くる。
  - 六、兩肩は稍々後ろに引き一樣に之を下げる。
  - 七、兩臂は自然に垂れ掌を股に接し指は軽く伸ばして之を並べ中指を概ね袴の縫目に當てる。
  - 八、頸及頭を真直に保つ。
  - 九、口を閉つ、口は心の縮を表はすものである。
  - 十、兩眼は正しく之を開き前方を直視する、眼を動かす如きは精神の統一して居らぬ證據で最も戒めねばならぬ。
- 正しき不動の姿勢を前面から見た形は挿圖第一其一の通である。

不動の姿勢に在る時「休め」の號令があれば先づ左足を出し休憩する、爾後右か左の片足を舊の所に置き左か右か一方の足を前に出し其場に立ちて位置を變へぬやうにして休憩してよい、休憩中と雖許可なく話すことは禁せられて居る、此禁を破ることが兎角起り易い規律紊亂であるから注意せねばならぬ。

### 舉手注目の敬禮

學生生徒諸子の長上に對し又は僚友間に行ふ敬禮の形式は夫れ／＼學校で定められた通に行ふべきものであるが教練に於て教官に對して行ふ各個の敬禮は受禮者が武官であるから陸軍禮式に準して舉手注目をなすのが適當であらう、敬禮の練

習は教練の範圍外であるやうに思はるゝがもと／＼教練の趣旨が規律節制の練磨服従心養成にあるのであるから、之を各個教練に加へて練習するのは意義のあることである。敬禮は上長に對する尊崇服従の表現であり又僚友間に於ける友情の表徴である従て形の上に心の衷情が表はれて居らねばならぬ、唯形式的に手を舉げる丈で精神の籠つて居らぬ敬禮は寧ろ非禮である。敬禮は姿勢を正し右手を舉げ其の指を接して伸ばし食指と中指とを帽の庇の右側に當て掌を稍外方に向け肘を肩の方向で略其の高さと齊くし受禮者の方に頭（要すれば頭に伴ふて上體も）を向け受禮者の眼に注目するのである、殊に大切なのは注目であつて眸の内に敬虔の念が燃える如くありたい。

二 第 圖 挿



行進間に敬禮をなすには姿勢正しき自然の歩法の儘頭を受禮者の方に向け舉手注目をするものである、正しい舉手注目の敬禮は挿圖其二の通である。

右(左)向、半右(左)向

號令 右(左)向け 右(左)

或は半右(左)向け 右(左)

左足尖と右足とを少し上げ左踵を軸として九十度或は四十五度右(左)に向き右踵を左踵に著けて同線上に揃へる。

後 向

號令 廻はれ 右

三節に動作して後ろに向く乃ち第一右足を其方向に引き足尖を僅に左踵より離す、第二兩足尖を少し上げ兩踵を軸として後ろに廻はる、第三右踵を左踵に引き著ける、凡そ右(左)向、後向等は正しく且遲滞なく所望の方向に向くことが必要である。

## 折敷、伏臥

四六

折敷又は伏臥は戦場で敵眼敵弾を避ける爲に低い姿勢を取る練習である、操典では執銃各個教練行進間の動作として演練することになつて居るが、射撃の演習で最も重要な膝射又は伏射の姿勢の準備練習になるから學生々徒諸子は徒手を以ても實施することが適當である。

號令 折敷

頭は前方を見た儘左足を約半歩右足尖の前に足尖か僅に内にして踏み出す、之と同時に上體を半は右に向け、次で右脚を曲げ其股を頭の向て居る方向と殆んど直角になる様にして平地に著け、更に臀を右足の後の所で地に下ろし、左脚を立て両手は軽く握て右手を右股の上に左前臂を左膝の上に置く

操典第五  
七十四及第  
七十二

操典第五  
七十七

折敷から立つには「起て」の號令で臀を地から離し頭の向て居る方向に上體及下體を向けつゝ右足を左足に引き著け不動の姿勢に復する。

號令 伏せ

頭は前を見た儘左足を折敷と同じ様に踏み出し同時に上體を半ば右に向け次で右膝から逐次に地に著け左手を體の前に出して地に著け體を頭の向て居る方向に對し約三十度の角をなす様に伏臥し兩肘を地に著け之を支へんとして胸を起し兩手は軽く握て胸の前に重ねて地上に置く。

伏臥から立つには「起て」の號令で伏臥したときと概ね反對の順序で上體を起し左足を約一步前に踏み出し右足を左足に引き著け不動の姿勢に復する。

折敷及伏臥は共に敵前に於て行ふものであるから迅速機敏に

操典第五  
七十七

操典第五  
七十四及第  
七十二

實施せねばならぬ、又大切な射撃姿勢の基礎として練習するのであるから射撃姿勢の要求に適する如く整正であらねばならぬ、又永く此姿勢で居ることもあるから良く落著て且窮屈を感ずることがないことが必要である、永く折敷又は伏臥をさせる場合には其儘休憩させることがある。

### 行進の總説及速歩

行進には勇往邁進の氣概が表はれて居ることが肝要第一である、殊に速歩に於て然りである、抑も速歩の歩調は昔、普魯西の英主「フレデリック」大王が其精兵を率ゐて中歐の天地を席捲した當時彈丸雨注、足許から立つ砂煙の裡に大地を踏み轟かし勇ましく整々堂々敵に向て猛進した勇壯な歩法に源を發して居る、近世の戦闘では戰場に於ける歩調の意味は自

然に失はれたければ其精神は其形式と共に依然として繼承せられ、特に獨逸軍では訓練中に非常に重き意味を持つて居つたのである。歩調は勇往邁進の氣概を離れて成立たない、従て動作の活潑なることが第一である、而して脚丈で歩むと云ふ風でなく身體全體が各部調和して進むやうに外觀がなければならぬ、之が爲股の附根から歩を運び地に著いた方の片脚に體重が懸るやうに確實に地を踏み著ける、又上體の保ち方に注意して前に屈み腰が引け、ために威容を害せぬこと、頭を眞直にして腮の出ぬやうにし、著眼の正しきこと並に兩臂の振り方が自然で勢よく且肘が折れぬこと等が大切である。各個教練で速步行進に熟練したならば部隊教練に移て眞に整々堂々たる運動が出来、協同一致の強味と快感とを感得するに至るものである。

速歩

速歩の一步の長さ及速度の基準は次の通である。

一步の長さ 踵より踵まで七十五浬

速度 一分時間に百十四歩

然し中等學校低學年の生徒諸子は體格の關係上必しも右の基準に拘泥する必要はあるまい。

號令 前へ 進め

左股を少しく上げ脚を前に出し右足から一步の長さの所に脚を伸ばしつゝ、踏み著け同時に概ね腕を伸ばし全く體の重みを之に移し、左足を踏み著けると同時に右足を地より離し左脚に就て述べたと同様に右脚を前に出して踏み著け行進を續ける行進間頭を眞直に保ち兩臂を自然に振る。

足を地に踏み著けると同時に腕を伸ばすことは絶對の要求ではないが外觀上出来る丈伸ばすか良ろしい、身體の柔軟な青少年には決して困難でない。  
行進間止る爲には「分隊 止め」の號令で後の足を一步前に踏み出し次の足を引き著けて止る、「止め」の號令は通常足の地に著かんとするときに下すものである。

速歩行進間行進を容易ならしむる爲歩調を止めさせる、乃ち「歩調止め」の號令で正規の歩法を守ることなく速歩の歩長と速度とにて姿勢を崩すことなく行進する、此際動もすれば氣が弛み姿勢全體が不仕繕となり易いから引締めることが肝要である。

「歩調取れ」の號令で前に述べた正規の歩法に復する。

### 速歩行進間の動作

行進間の右(左)向は「右(左)向け前へ 進め」の號令で左(右)足を約半歩前に足尖を内にして踏み著け、體を右(左)方に向け右(左)足より新方向に行進する、動令は「右向け前へ」ならば右足の地に著かんとするとき、「左向け前へ」ならば左足の地に著かんとするときを下すを通常とする。

行進間斜の方向への前進は「右(左)向と同要領で唯右(左)向に於ては九十度方向を換へる代に四十五度方向を換へるだけ」が違である、號令は「斜に右(左)へ 進め」であつて斜行進より初の前進方向への直行進に復するのと同じく「斜に右(左)へ 進め」である。

行進間の後向は操典では中隊教練の章に掲げてある、之は軍

隊に於ては軽い課目であるから各個に練習する必要がないと云ふ意味からである、然し學校に於ける教練では其目的上各個に練習する必要があらう。

號令 廻はれ右前へ 進め

左足を約半歩前に足尖を内にして踏み出し兩足尖を軸にして百八十度右方に旋回し續いて行進する。

行進間に「折敷」又は「伏せ」をするには夫れ／＼號令に従ひ停止間に就て述べたと同一要領で迅速機敏に低い姿勢を取る

### 駈歩及駈歩行進間の動作

駈歩の一步の長さ及速度の基準は次の通である。

一步の長さ 踵より踵まで約八十五糎

速 度 一分時間に約百七十歩

然し速歩同様中等學校低學年の生徒諸子は右の基準に拘泥する必要があるまい。

號令 駢歩 進め

「駢歩」の豫令で兩手を握り腰の高さに上げ肘を後ろにし「進め」の動令で左脚を前に出す、其出し方は兩脚を少しく屈め僅に左股を上げ右足より約八十五厘の所に踏み著け次に左脚と同法を以て右脚を前に出し常に體の重みを踏み著けたる足に移し兩肘を自然に振り行進を續ける。

駢歩は永く續けても力めて疲勞を少からしむるやうに身體を窮屈にせず又礫等に躓いても轉ぶことのないやうに確實に脚を運ぶことが必要である。

駢歩から止るには「分隊 止め」の號令で二歩前進した後、後の足を一步前に踏み出し次の足を引き著けて止り兩手を下

駢歩より  
停止

速歩より  
速歩

操典第三  
第十九節  
諸動作

ろす。

駢歩から速歩に移るには「速歩 進め」の號令に従て行ふ、此場合には二歩駢歩の儘前進した後速歩に移り兩手を下ろし速歩で行進を續ける。

駢步行進間の諸動作は速步行進の諸動作の要領に準して行ふものである、唯動令は速歩間の場合よりも通常一步前に下さるゝ丈が違ふ。

第四節 執銃各個教練

執銃各個教練は本來の各個教練と云ふべきもので、徒手各個教練は執銃各個教練の準備たるに過ぎない、然し學校の教練では十分徒手各個教練に熟練してから執銃各個教練に移るのであるから、執銃の初めから立派に動作が出来る筈である。



兎角銃を持つと銃に氣か奪はれて徒手で教へられた諸動作が崩れ易く、同じ事を繰返へして練習を遣り直さなければならぬ事も起るから注意を要する。

以下銃の取扱方及各部の名稱等は三八式歩兵銃に就て述べるが他の式の銃では夫れ／＼教官の指示に従て變へればよろしい、一般の要領は何式の銃でも概ね同一である。

### 兵器の尊重

我邦では昔から文字を大切にし、字の書てある紙片等を粗末にせぬことは學問尊重上意味の深いことで、誠に良い習慣である。之と同じく武器を大切にすることは武士道の美德で、武士の嗜として守られた所である。學生生徒諸子も學問の上達を希ふ爲書籍其他の學用品を大切にせらるゝと齊しく、教

練に使用する兵器を尊重することは文武併進の道である。抑も兵器は護國の寶正義の表徴である。我邦の最も貴重な寶である三種の神器の中にも劍がある、學校で使ふ銃は如何に舊式のものでも嘗て護國の任を盡した歴史ある貴重な紀念品である、況んや今度配給せらるゝものは新式の軍用銃で一朝有事の秋戰場に使用すべきもの、唯平時教練の用に供せられ、其保護を學生生徒諸子に委せられて居るのである。之を愛護し其機能を完全に保持することは間接に國防の任を盡す道である、又兵器には主要な部分と附屬品とがある、主要な部分は何人でも大切にすることに異存がないが、動もすれば附屬品が粗末に扱はれる、附屬品とて必要な物ばかりで之なくては主要部が十分の働をすることが出来ない、例へば帶革がなければ劍を帶ぶることが出来ず、彈藥盒がなければ彈藥を携

ふるに不便である、此等は皆革製品で革は我邦では國産品が大に不足し毎年原料とし製品として數百萬圓の輸入をして居る、此等を粗末にすることは忽ち國家の經濟に關係し殊に有事の日輸入の杜絶した場合のことを考ふれば大事の上にも大事にする習慣を養ふことが必要である。

要するに兵器を大事にすることは教練の一要素で操典綱領第二にも此意味のことが力説してある、此の如く兵器を大事することは兼て公有物を大事にする公德心養成の有効手段で殊に學校では一つの兵器を數人で使ふのであるから各自の使つた後は他人に迷惑を掛けぬやうに殊更大切にし、手入を十分にすることは責任觀念公德心の好試練である。又兵器手入の爲豊富に布片や油類を用ふることは許されぬだらうが乏しい材料を以て完全に手入することは消費節約の活きた實行であ

り且戰時缺乏に堪ゆる好練習である。

### 三八式歩兵銃の構造の概要及 各部の名稱並に手入法

三八式歩兵銃は日露戰役中明治三十八年に制定せられた我軍の現用小銃であつて其威力は列國現用の小銃と伯仲して居る三八式歩兵銃の寸度、重量の概要は次の通である。

全長 銃劍を除き約一米二八

銃劍を著け約一米六六

重量 銃劍を除き約四斤

銃劍を著け約四斤五〇〇

三八式歩兵銃は口径(銃腔の中徑)六耗五、五連發式である、其各部を大別して構造の概要を述べれば次の通である (挿圖第三參照)

一、銃身 外部に照準具たる照尺照星が附けてあつて銃腔には六條又は四條の螺旋形の膛綫が彫つてある。

二、銃尾機關 尾筒、遊底、彈倉及附隨品を云ふ。

1 尾筒は遊底並に彈倉及附隨品を容れる所で遊底抽子(尾筒より遊底の説) 蹴子(發射后空藥莢を) 逆鉤(引鐵と相俵て發射の際遊底の後) 及引鐵(發射の) を附けてある。

2 遊底は圓筒(遊底の) 擊莖(發射のため彈藥の雷管) 擊莖發條(擊莖を押し) 擊莖駐脚(擊莖を圓筒内に保持し) 抽筒子(藥莢を抜出すばれ) 遊底覆(銃尾機關に塵の) より出來て居る圓筒には遊底を操作するため槓桿が附けてある。

3 彈倉は五發の彈藥が容れらるゝ函形のものであるが之が附隨品として彈藥を受ける受筒級、彈藥を押し上げ

る彈付發條、彈倉の底を蓋ふ彈倉底級がある、以上の三附隨品は彈倉發條を以て結び付けられて居る。

三、銃床 銃の木部であつて銃身及尾筒の下半面を受ける部分を前床と云ひ、尾筒に接した比較的細い部分を銃把と云ひ射撃のとき右手を以て握る所である、又三角形の廣き部分を床尾と云ひ射撃のとき肩著を便にし反動を緩和する働きをするものである。

四、銃練、用心鐵(引鐵を保護するもの) 木被(銃身の一部を掩ひ之を握る便に供するもの) 棚杖(銃腔の手入に用ふる細い鐵條) 及上帶、下帶、諸螺子等銃の各部の結合に供せらるゝ部分品の總稱である。

五、其他屬品として銃口蓋(銃口に嵌めて銃腔に塵の入るを防ぎ照星を保護するもの) 洗管(棚杖に附けて銃腔の手入に用ふるもの) 藥室掃除器(尾筒内等の手入に用ふるもの) 負革がある、

彈藥を容れて携ふる用に供する彈藥盒も亦屬品の一である。

銃劍は劍身、劍柄、鞘の三部に分れ、劍差及帶革が其屬品である。

彈藥は藥莢(黄銅製にして火藥の塊めてある部分)雷管(藥莢の底にある小物體で雷索と)丸(鉛を主とし外に白銅を被せてある)より出來て居て無煙火藥が藥莢内に容れてある之を裝藥と稱する。

彈藥は五發づゝ挿彈子に篋めてある。

實戰に用ふる彈藥の構造は右の通であつて之を實包と稱する演習に用ふる空包は彈丸が紙製であり、又射撃の練習に用ふる狹窄彈は彈丸が小さく裝藥の量が少い。

銃の細部の名稱、構造等は左の挿圖第三の通である。三八式騎銃は形が小さく重量が軽いだけで其構造名稱は三八

式歩兵銃に同じである、三十年式歩兵銃は遊底の構造の外殆んど三八式歩兵銃と同様であり、其他村田連發銃同單發銃等は構造が違ふも重なる部分の名稱等は三八式のものと同様と同じである。

銃を大切にするための注意すべきことは次の通である。

- 一、銃を倒し又は他の物體と衝突するときは命中を害するから餘程注意をして不確實の所に寄せ掛けたり又一人で二挺を持つことは差支ないが其以上を持つてはならぬ。
- 二、銃を地上に置くことはなるべく之を避け若し置く場合は槓桿を上にして横に置き銃口、照星、照尺及遊底の部分を地に觸れないやうに氣を著ける。
- 三、照星、照尺の保護には特に注意し特に照星を直接他の物體に觸れぬやうにせねばならぬ。

四、銃口蓋の代に木、紙、布等を以て栓をすることは錆を生ずる原因となるからしてはならぬ。

五、銃腔中に萬一土砂等が入れば直に之を拭き取らねばならぬ若し土砂等の入った儘或は手入に用ひた布片等の残った儘射撃をすれば銃腔を損し廢銃となるから餘程注意せねばならぬ。

銃を手入するため一般の心得は次の通である。

- 一、銃の各部は布を以て清潔に拭いて鐵部に油を塗り木部には油を塗らない。
- 二、油を塗るには摩擦する部分例へば尾筒内、遊底等には十分塗るが、外部には極く軽く塗る、外部に澤山塗れば不經濟であるばかりでなく塵が附著し易く且服を汚す虞がある。

三、黒く染めてある部分は色の剥げぬやうに注意し必要以外に強く擦つてはならぬ。

四、手入のときは別に指示がなければ各部を分解してはならぬ、但し遊底は分解して手入せしめらるることが屢々ある。

五、銃腔を手入するには櫛杖よりは銅製の洗矢わしやを用ふるが良し、而して必ず尾筒の方より洗矢を入れ且つ洗矢を銃の内部に觸れぬやうに注意せねばならぬ。之がため保心筒と云ふ木製の小筒を尾筒内に入れ洗矢を其中に通して用ふるがよい、凡そ銃が廢品となるのは手入の不注意から銃腔の磨滅するに依て起ることが多い、殊に銃口部の磨滅は非常に命中に影響するものであるから銃口より洗矢を通すことは禁せられてある、又洗矢を急に出し入れ

することなく腔綫の方向に従て廻はしつゝ動かすがよい  
 六、銃を手入するには外部よりは目に立たぬ内部の隅々を  
 清潔にするの心懸が大切である、殊に銃腔、尾筒の内部  
 及遊底を分解して手入するときは圓筒の内部等は意を用  
 ひて清潔にせねばならぬ、但し堅い物を以て隅々をほじ  
 る如きことは嚴禁である。

七、磨粉、磨紙等を用ふることは嚴禁である、又手入に用  
 ふる油及布は教官の指示に従ふべきで勝手なものを用ひ  
 てはならぬ。

平常の手入は各部を清潔に拭いて右に述べた要領に従て鐵部  
 に油を塗つて置けばよい、殊に使用後は汚れた部分を清潔に  
 する注意が大切である。

時々教官の指示に従ひ念を入れて隅々まで行き届いた手入を

すべきである、又雨に濡れたときは十分水氣を取つた後平常  
 よりも稍多く油を塗る必要がある殊に内部に水氣の残らぬこ  
 とに注意を要する。

射撃後は念を入れて手入せねばならぬ、殊に銃腔に附着した  
 火藥瓦斯を十分に取除くことが大切で、之がためには數日に  
 亘り繰返へして手入をする必要がある、空包射撃後は實包射  
 撃に較べて手入に骨の折れるものである、又射撃後の銃腔の  
 手入はなるべく早くするがよい、若し直に手入する暇がなけ  
 れは少くも油を多量に塗て置くがよい、そうすれば後の手入  
 が容易となる。

革具の手入は清潔に拭いた後、革の表面に油を塗り、革を軟  
 くし、屈けても鱗の出來ぬやうにするものである、但し彈藥  
 盒の如き堅い革を以て作つたものは多量の油を塗れば軟くな

つて形が崩れるから之を避けねばならぬ、革具の手入に用ふる油は動物質のものを用ふるものである。

### 立銃に於ける不動の姿勢

徒手に於けると齊しく不動の姿勢を取り銃身を後ろにして銃を地上に立てて右手を以て確實に銃を握る此銃の保持法を立

(挿圖第四)



一の其

二の其



銃と稱する、銃の握り方は腕關節を稍々前に出し銃身を拇指と食指との間に置き其他の指は食指に列へて閉ぢ軽く屈めて銃床に添ふ、銃口は右臂より約一握程約十を隔て床尾踵しんこうを右足尖の傍に置き銃身を概ね垂直に保つ、立銃で最も大切の事は右手の脈所を股に著け具合である、此具合を充分に呑込むと常に銃を正しく保つことが出来る正しい立銃に於ける不動の姿勢は挿圖第四の通である。

「休め」は徒手の場合と同じであるが銃の照星を擦らざるや

うに注意して銃を保つ、蓋し照星を擦つて此部分が光かると射撃のとき照準を害するからである。

### 右(左)向半右(左)向及後向

徒手の場合と同要領であるが廻はる時に右手を以て少し銃を上げ腰に支へ動作終れば靜に之を下ろす、靜かに下ろすは銃を大事にするためである。

### 銃の操法

銃の操法と云ふのは捧銃又は擔銃をなし又は捧銃又は擔銃から立銃に復する動作を總稱するのである、今日では「銃の操法」と云ふ題目はないけれども通稱語であるから便宜上此名詞を用ふる。

銃の操法では銃を確實に取扱ふことに慣れ且銃を軽く操作し得るやうになることが重要な練習事項である、銃が重くて之を携ふるが苦痛になるやうでは戰場を馳驅して銃の威力を顯はすことが不可能である、練習の結果箸の上げ下ろしと齊しく手輕に扱はるる様にならねばならぬ、銃を確實に取扱ふことは何事も粗漏にせぬと云ふ習慣を養ひ兵器尊重心を高めるために肝要である、例へば器用に銃を取扱ふため銃を抛り上ぐるやうにして一寸でも手を放つが如きは不確實の最適例である。

### 捧銃

捧銃は執銃の敬禮であつて操典第三部敬禮の部に載せてある然し舉手注目敬禮と同じ趣旨で各個教練として練習するの



が適當であるのみならず、擔銃よりも動作が單簡であるから  
擔銃を練習する準備として銃の取扱に慣れる意味で行ふこと  
が必要である。故に此處に掲ぐる次第である。

號令 棒 杖 銃

右手を以て銃を上げ體の中央前に持ち來し銃身を後ろにして  
前から見れば鼻筋から腹の真中に一致する様に垂直に、側か  
ら見ても亦垂直なる様に銃身を保つ、右手を以て銃を上げる  
と同時に左手を以て概ね木被の下に接して右手の下で銃を握  
り拇指を銃床に沿へて伸ばし前臂を殆んど水平にし兩上膊を  
軽く體に接する。  
立銃に復するには「立て 銃」の號令で二節に動作すること  
と次の通である。

第一舉動 右手を以て銃を下げ腰に支へ同時に左手を下ろす。

第二舉動 銃を靜に地に下ろす。

捧銃及捧銃から立銃に復する操作は速歩と同一速度を以て節  
度を句切つて確實に外觀上氣持良く行ふべきである、殊に敬  
禮に用ふるものであるから一點の批難すべき所のないやうに  
正しくやりたい、正しい捧銃は挿圖第五の通である。

(挿圖第五)

其の一



其の二



### 立銃より擔銃及擔銃より立銃

銃を携ふるときは多くの場合銃を擔ふのである、從て實用的の動作として擔銃には熟練せねばならぬ。

#### 號令 擔へ銃

四節に動作すること次の通である。

**第一舉動** 右手を以て銃を上げ概ね銃身を右に且之を垂直にし拳を略々肩の高さにすると同時に左手を以て照尺の下を握る。

**第二舉動** 主として左手を以て銃身を半ば前の方に向けつゝ、少しく銃を上ぐると同時に右手を伸ばして食指と中指との間に床尾踵を置き銃を支へる。

**第三舉動** 右手を以て銃を右肩に擔ひ銃身を上にすると同時に左手を遊底の上に置く。其擔つた形は右上膊を軽く體に接し床尾の環を體より一握程離し銃は上衣の釦の線と平行せしめ槓桿の高さを概ね其第一、第二釦の中央にする。

**第四舉動** 左手を下ろす。

七六

擔銃で最も大切なことは之で山野を跋涉するのであるから躓き倒れても銃を落さぬ丈に確實で且擔つた形の正しきことである、若し銃が上り過ぎて銃口が下がり擔棒を擔つたやうになれば隊伍を組むだときに後列の者の邪魔をする、若し銃が下つて立ち過ぎると臂が疲勞し易い、銃口が右左に偏すると外觀が著しく悪いのみならず右左の者の邪魔になる、銃を正

(挿圖第六)

一の其



二の其



しく擔ふには膊の體に著き具合と腕關節てくひの保ち方を克く理解して其具合の崩れぬことが第一の注意である、又膊の著け方が確實でないで行進間銃が動搖する、食指と中指との間に床尾踵を確實に保つことも必要である、正しい擔銃は挿圖第六

の通である。

擔銃から立銃に復するには「立て銃」の號令で概ね擔銃の動作と反對順序に次の通四節に動作する。

第一舉動 右手を伸ばし銃を下げ銃を半ば右の方に向け概ね之を垂直にして銃を支へると同時に左手を以て照尺の下を握る。

第二舉動 左手を以て銃を下げ銃身を右にすると同時に右手を以て木被の所を握り其拳を略々肩の高さにする。

第三舉動 左手を放ち下ろすと同時に右手を以て銃身を後ろにしつゝ銃を下げ腰に支ふる。

第四舉動 靜かに銃を地に著け立銃に復す。

### 著劍及脱劍

著劍は主として突撃の準備に行ふものであるから迅速に動作し堅實に出来ねばならぬ、停止、行進間如何なる姿勢と場合とを問はず之を行ふものである、脱劍亦然りである。

著劍脱劍は著脱する部分に注目して行ふものである。立銃に在るとき著劍の動作は次の通である。

號令 著劍

右手を以て銃を左に傾け銃身を少しく右にし銃口を體の中央にし左手を以て逆に銃劍の柄を握り銃劍を抜きて確實に銃口の所に著け次で兩手を以て銃を起し立銃の位置に復する。立銃に在るとき脱劍の動作は次の通である。

號令 脱劍

右手を以て著劍の通銃を左に傾け左手にて銃劍の柄を握り次で右手を上げ其拇指にて駐符を押し左手にて銃劍を脱し之を

右の方に倒して劍尖を下にして右手の食、中、兩指と拇指とにて刃を挟み持ち其餘の指にて銃を保ち左手を持換へて柄を握り銃劍を確實に鞋に納め次で左手を以て右手の下を握り更に右手を下げて木被の所を握り兩手を以て銃を起し立銃の位置に復する。

銃劍を迅速確實に鞋に納むるには一寸した要領がある、夫れは銃劍を左前膊に沿ふて著け、手先ばかりでなく、前臂全體で劍尖を鯉口の所に導くことである。

行 進

執銃の行進は豫め號令に依り擔銃をした後「前へ 進め」又は「駈歩 進め」の號令にて發進するものである、而して駈歩行進では「駈歩」の豫令で劍鞘を握る。

「止れ」の動令で停止したならば更に「立て銃」の號令で立銃に復する

行進間銃の擔ひ方の崩れぬ注意が肝要である、銃を擔はず携へて行進する場合には右手を以て少し銃を上げ腰に支へ駈歩を行ふときは劍鞘を握る、停止したならば直に立銃をする。

執銃行進間の諸動作は概して徒手の場合と變りがない、唯折敷又は伏臥の動作は次の通に行ふ。

折敷 徒手の場合と同じく折敷の姿勢を取り擔銃より立銃の動作に準じて銃を下ろし之を右膝の前に立て銃身を後にし右手を以て木被の所を握り左前臂を徒手の場合のやうに左膝の上に置く。

伏臥 銃を下ろしつつ徒手の場合と同じく伏臥し銃の木被の所を左前臂に載せ槓桿を上にして銃を横たへる。

折敷又は伏臥から起つ動作は概ね徒手の場合に同じで起つと同時に立銃に復する。

八二

### 執銃行進間の敬禮

執銃して各個に行進して居る場合の敬禮の練習は嚴肅なる氣分の養成と共に部隊を以てする分列行進等の豫習として必要なものである、敬禮の方法は受禮者を距る十歩内外の所より正規の速歩をなし歩調を取り約八歩の所に於て活潑に頭を右又は左に廻はして受禮者に注目し受禮者の前を過ぎ去て後頭を眞直に復し歩調を止めるものである、敬禮であるから敬禮の念自ら表はれ最も端正嚴肅であるべきは申迄もない、殊に歩法に注意し頭の廻はし方が正しく腮が出るとか上體が頭と共に廻はるとかの不體裁を戒めることが必要である。

操典第四  
十八

### 彈藥の裝填及抽出

銃に彈藥を裝填することは射撃の準備であるから如何なる姿勢に於ても又如何なる場合に於ても、確實迅速に行ひ得ねばならぬ、之がためには回數を重ねて熟練することを必要とする。裝填を確實迅速に行ふためには銃の機能が完全で且彈藥の挿彈子さくだんしに依り具合が正しくなければならぬ、故に此等の事を點檢して正否を判別する能力を有することが必要である。又裝填の動作は主として右の腕關節及指先の働きにあるのであつて巧に動作する爲には銃の構造を良く辨へ之に應ずる力の加へ方の微妙な要領を會得せねばならぬ。裝填は通常停止間に行ふものである。

號令 彈藥を込め

操典第四  
十九

八三

第一、脚を開いて銃を構へる、其方法は頭は正面した儘右足尖を軸として半ば右に向きつゝ左足を約半歩左前に踏み出す脚を開く動作と同時に右手を以て銃を上げつゝ前に倒し左手を以て概ね銃の重點の所を握り左臂を體に著け指を銃床の溝に置いて左手で銃を支へる、此時銃口を概ね眼の高さにし床鼻いっさひを右乳より少し下にして床尾を體に接する。

第二、必要の部分に注目しつつ右手を以て下より槓桿を握り之を起しつゝ一氣に十分後ろに音のする迄引いて遊底を開く此際遊底の開き方か不十分であれば彈藥を裝填することが出来ない。

第三、彈藥盒だんやくこふの蓋の留革を脱し其蓋を開き彈藥を撮み出し彈頭を前にし挿彈子溝そうだんしこうに嵌める、此嵌めることに熟練するには彈藥の撮み方、挿彈子を溝へ當て箝め方及此時に起る小指と

銃との觸感等を十分に會得することが必要である。

第四、拇指の頭を彈藥の後部に當て彈藥を一氣に彈倉内に押し込む、此とき拇指と他の指の間に押し潰す様に拇指に十分力を加へるときは受筒うけとうの構造上容易に彈倉に彈藥を押し入れることが出来る。

第五、槓桿を握り一氣に遊底を閉ち銃を安全装置にする爲右掌を以て擊莖駐脚うちかぎぢやくを押し十分右に廻はし次で彈藥盒の蓋を閉ち留革を掛けた後頭を真直にして前方を直視す。

第六、右手で木被を握り左踵を軸として元の方向に向きつゝ右足を引き著け立銃に復する。

裝填中に往々銃又は挿彈子の不具合から或は方法の拙なる爲故障を生ずることがある、此場合に速に故障を除くことも熟練を要する。

銃に装填したる場合に彈藥を抜き出すには「彈藥を抽け」の號令で装填と同要領で銃を構へ注目して右手を以て彈藥盒の留革を脱し其蓋を開き、銃の安全装置を解くため右掌を以て擊莖駐脚を押し左に廻はし、次で左手を尾筒びさうの所に持ち來し其四指を伸ばして遊底を開いた場合に彈藥の跳ね出すを防ぐ用意をし、靜かに遊底を進退して一發一發彈藥を出し、之を彈藥盒に收める、彈藥を出し盡せば殘彈なきことを確めたる後（之が爲小指を藥室に入れて彈藥の有無を搜るも一法である）左手の指を以て遊底の前進を妨ぐる受筒ひきか飯を壓して右手を以て遊底を閉ぢ徐かに引鐵ひきかを引き、彈藥盒の蓋を閉ぢ留革を掛けた後頭を起して前方を直視し、装填のときと同要領で立銃に復する。

「彈藥を抽け」の動作は急で行ふ必要がない、彈藥を地上に

落さぬこと及暴發して危険を醸さぬ注意が必要である、凡て過て彈藥を地上に落したならば完全に土塵を拭うた後彈藥盒に收めねばならぬ。

## 射 擊

### 通 說

歩兵の戦闘手段は射撃と突撃である、此兩者の價值並に關係に就て操典綱領第二に次の通述べてある。

歩兵戦闘ノ主眼ハ射撃ヲ以テ敵ヲ制壓シ突撃ヲ以テ敵ヲ破摧スルニ在リ而シテ射撃ハ戦闘經過ノ大部分ヲ占メ歩兵ノ爲緊要ナル戦闘手段ニシテ突撃ハ戦闘ニ最終ノ決ヲ與フルモノトス。



然して此兩手段遂行の要素として更に次の通附け加へてある  
 意思ノ剛健機動ノ敏活ハ此等戰鬥手段遂行ノ爲極メテ緊要  
 ニシテ兵器ノ尊重、彈藥ノ節用モ亦缺クベカラザル要件ナ  
 リ、故ニ常時無形ノ陶冶、有形ノ鍛鍊ニ勉メ且兵器ニ愛護  
 ヲ加ヘテ之カ機能ヲ保全シ彈藥ヲ節約シテ其要求ニ適合セ  
 ザルベカラズ。

抑も銃劍を揮て敵中に突入し敵に強壓を加ふることが最後の  
 勝利を得る唯一の途である、然し現今先づ射撃を以て遠距離  
 から我を迎ふる敵に對しては我も射撃を以て敵を傷め之を制  
 壓しなければ敵に突撃する迄に近寄ることが出来ない、射撃  
 は遠い距離から彼我交換するもので、突撃後も白兵接戦を繰  
 り返す間に射撃するものであるから、白兵接戦の時間に比ぶ  
 れば非常に永いことになる。此永い間の戰鬥に打ち勝たなけ

れば、如何に勇氣に満ちたる軍隊と雖最後の輸贏を争ふべく  
 突撃する距離迄敵に接近し、且突撃を最後迄遂行することが  
 不可能である。従て戰鬥の勝敗は先づ射撃の優劣で品定めが  
 出来、次で突撃の成否で最後の決が判明すると云ふて然るべ  
 きである、此の如く射撃は重要なものであるから最も之に熟  
 練することが必要である。

我邦では古來劍道、柔道の武術が熾んに行はれ學生生徒諸子  
 の大多數も之に熟練せられて居る、然るに銃器の傳はつてか  
 ら既に三百年になるのに未だ小銃射撃が國民的武技とならな  
 いのは如何なる理由に因る乎、なる程昔は銃の效力とても微  
 弱なものであり、又飛道具は卑怯なものとして卑められてあ  
 ったのであるが、現今の時勢では最も大切な武技として大に

獎勵せられなければならぬ、歐米諸國孰れも射撃熱が熾んで婦人迄も熱狂すると云ふが最適例は瑞西である、瑞西は獨、佛、伊等の歐洲諸雄國に介在して居る永久中立の小國である其國民は萬年の積雪を載く「アルプス」の峻峰を背景とする風光明眉の國土に桃源の夢を貪つて然るべきである、然るに何人の不風流ぞ休み日休み日には玉を溶かす様な谿間の清流を取巻く樹立の裡から時ならぬ銃聲が反響を轟かして山水の絶景に撞かるる遊子の幻想を驚かすのである、然し近くの湖畔に青絨氈を敷き詰めた様な牧場に頸に吊した鈴の音も妙へに、軟かい草を喰べて居る乳牛さへ之に驚く風もなく緩い歩みを移し、牧童は銃聲に相應はしい「マーチ」を口吟みながら牛を追ふのである、桃源の密に醉はぬ瑞西國民、治に居て

亂を忘れざる瑞西國民、之れ瑞西の小國が世界大戰の五年間戦争の渦中に巻き込まれず、永世中立の名實を完うし得た所以である、三百八十萬の少い人口から九師團十五萬の兵を動員して。

學校に於ける教練の振作を機として瑞西に於けるやうに我邦でも射撃を近代語の所謂「民衆化」したいものである。

射撃の練習は先づ立射、膝射、伏射の三姿勢に就て確手たる基礎を作つた後、實用的に戦場で常に遭遇する地形地物を利用して行ふ射撃を綿密周到に覺えることが緊要である、地形地物を利用して射撃をするときには各自の都合の良いやうに姿勢や銃の使用法を自由にして宜ろしい。

射撃に於て大なる効果を表はす爲には如何なる場合と雖射撃

の諸規則を守り特に照準を精密にし沈著して射撃することが必要である。

射撃の練習は先づ次の如く分解して順序に行ふものである。

- 一、射撃の三姿勢即ち立射、膝射、伏射の姿勢
- 二、据銃きよじゆう即ち銃を水平に構へる方法
- 三、照準即ち狙ひ方
- 四、撃發即ち引鉄を引き締めて發射する方法

第一の姿勢の取り方は操典に規定しあり、第二、第三、第四の据銃、照準、撃發の動作は射撃教範に説明してあつて教練教材中の射撃豫行演習に含まるるものであるが、本書では説明の便宜上射撃豫行演習の部を執銃各個教練の部に加へて記述することにする、事實軍隊に於ても射撃の姿勢と其他の射

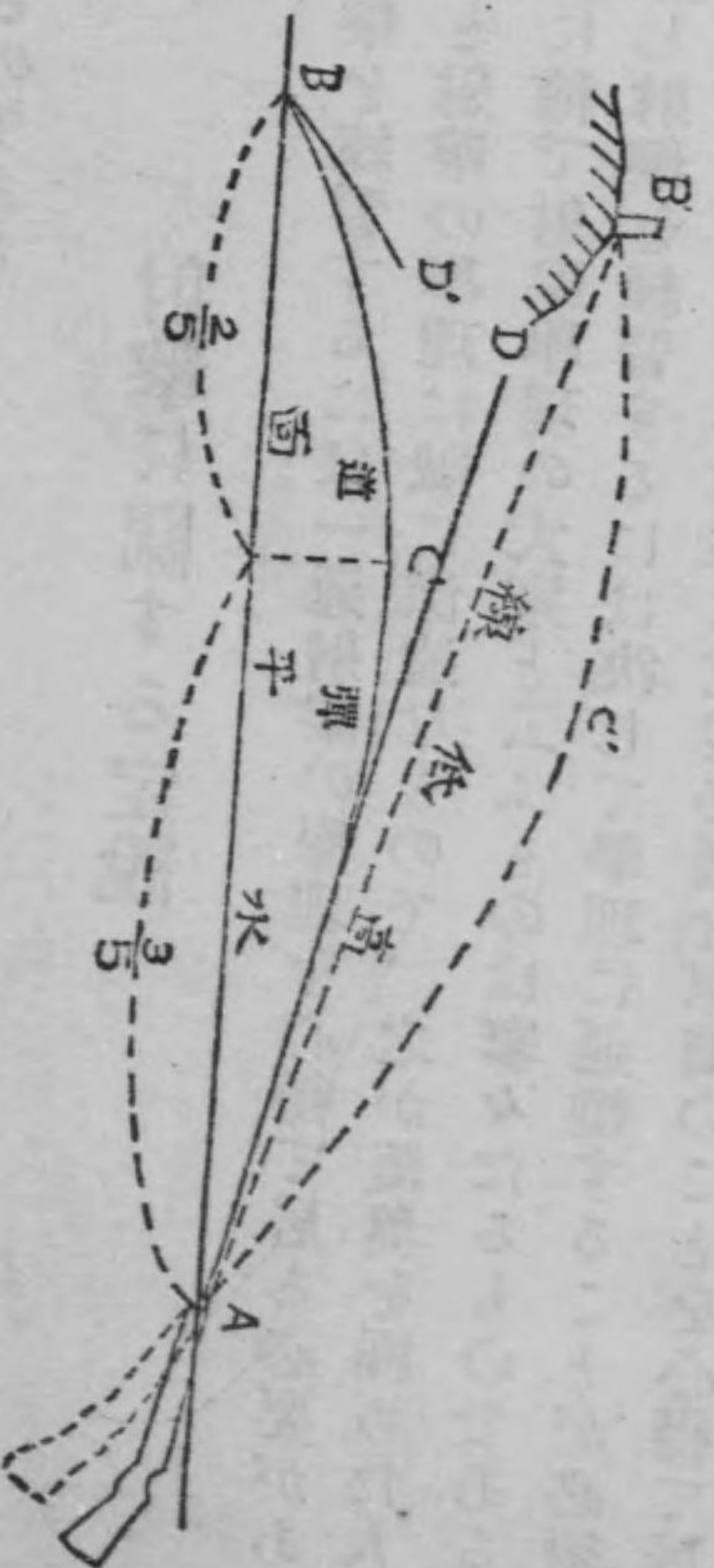
撃動作は不即不離の關係にあるから之を配合して教育しつつあるのである。

### 射撃に關する定説

射撃を練習するには一通射撃の學理を心得て居る必要がある抑も射撃の學理は誠に深遠なもので、之が蘊奥を極めた人は實に稀で射撃學理の大家と云ふものは寥々たるものである、然し射撃を練習するには決して學理に通曉することが必須の條件ではない、唯射撃に直接必要な單簡のことを心得て居ればよろしい、之れ即ち學理と云はずに定説と稱ふる所以である、而して以下述ぶる定説は是非心得て置く必要がある。

(挿圖第七乃至第十參照)

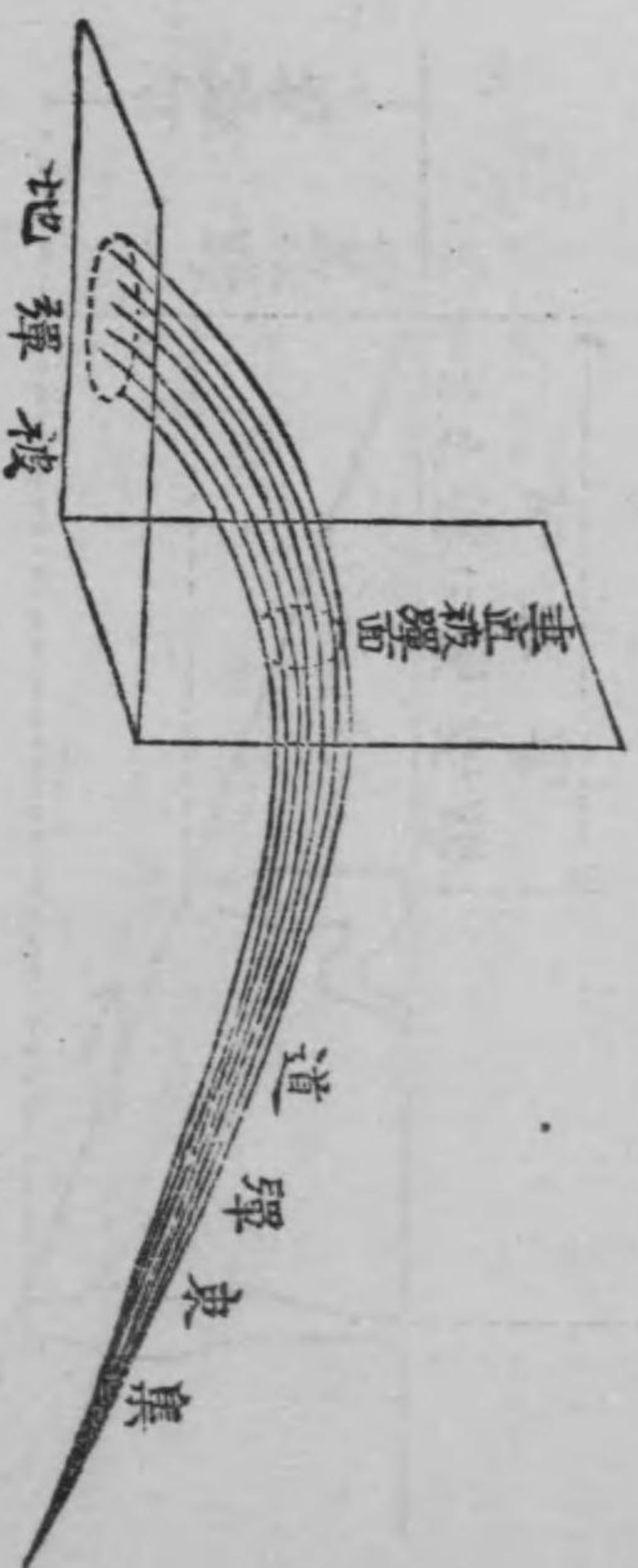
(七 第 圖 挿)



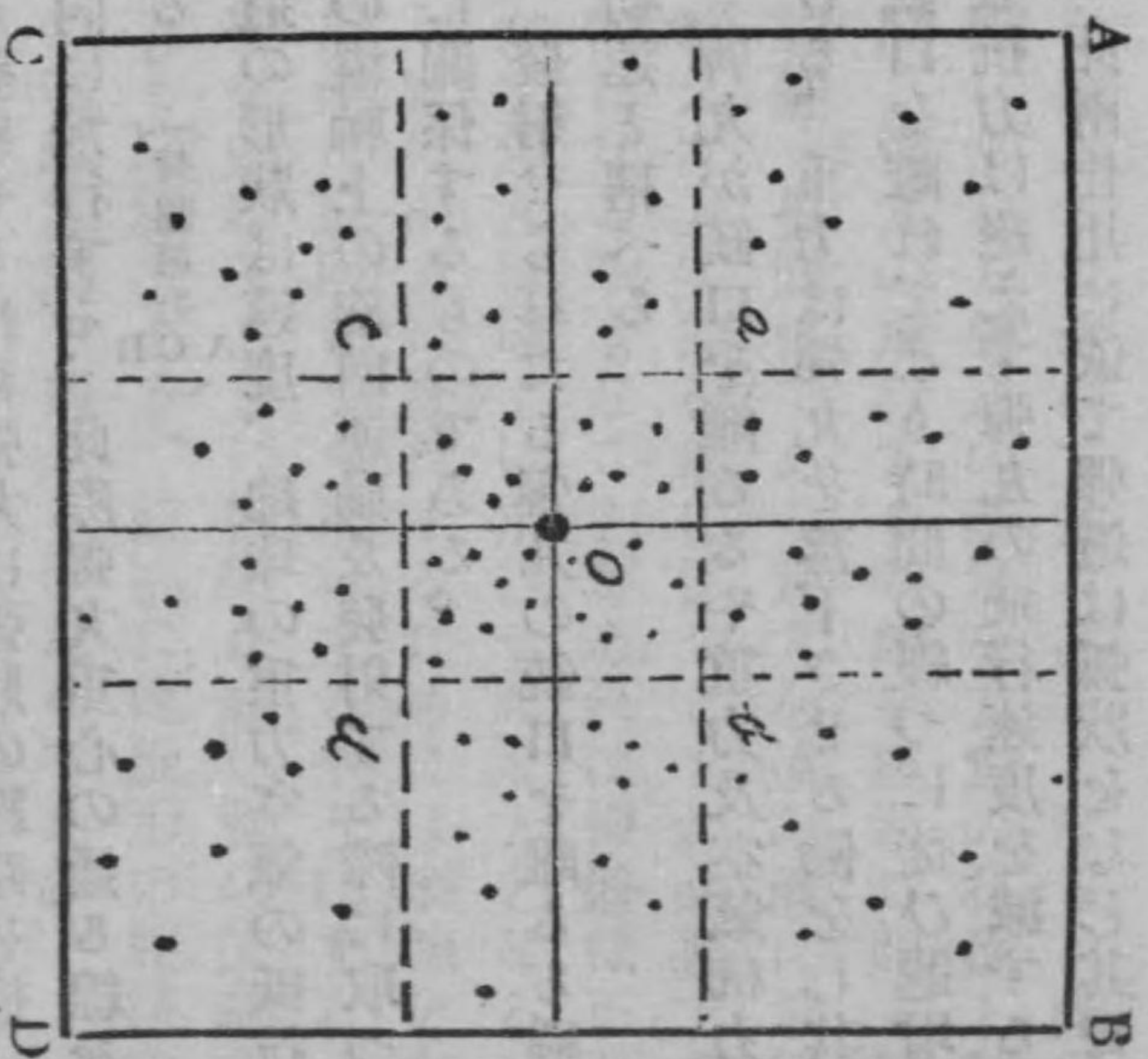
(八 第 挿 圖)



(九 第圖 弾)



(十 第圖 弾)



A 全B被弾面ノ幅  
 a b 水平半數必中界  
 A O 同 高さ  
 a o 垂直半數必中界  
 O 平均彈着点

一、彈道

發射せられた彈丸は弧狀の經路を描いて目標の方向に飛行する、此際彈丸重心の通る線を彈道と稱へる。(挿圖第七C.)

彈道の形狀は速度、地球の重力空氣の抵抗、彈丸自身の縱軸上の旋回運動及發射する際に取つた銃の傾度に関係するものである。

二、初速

發射せられたる彈丸の銃口を離るる瞬時の速度を初速と稱へる。

三、存速

彈丸が銃口を離るるや重力及空氣抗力の影響を受ける、重力は彈丸を落下させる働をし其落下尺度は銃口を離れてより時間の經つに従ひ遞増する、又空氣抗力は絶えず彈丸の飛行速度を減するものである、此兩作用に依て彈道は弧狀をなし其彎曲の度は

四、經過時間

銃口を遠かるに従ひて益々甚しくなる、此彈道上の某一點に於ける彈道の速度を其點の存速と稱へる。

五、彈丸の旋動

長圓体である彈丸を遠距離に飛行さすに

は、絶えず其尖頭を前に保つことが必要である、若し横向になるやうなことがあれば彈道は正しい曲線を描かず彈丸は遠くに飛行せぬこととなる、彈丸の尖頭を常に前方に維持するためには縱軸を中心として其周圍に旋回しつつ飛行するやうにする、之れ恰も獨樂を廻はすときに獨樂か細い軸の尖端の上に立て居ると同理である、銃腔に螺旋形の腔綫の彫つてあるのは此旋動を與ふるがためである。

六、射線

發射するときの銃身軸を延長せる直線を射線と

稱へる、彈丸は銃口を離るる瞬間迄は射線に沿ふて運動するが銃口を離るる刹那より重力及空氣抗力の影響を受け彈道は射線と離るるものである(挿圖第七AD)

七、發射角 銃を水平にして發射すれば彈丸は重力の作用に依り時間を経るに従ひ益々落下する、故に目標に命中せしむるためには射線を目標に至る距離に應じて益々上方に向はしめねばならぬ、此上方に向いた射線と水平面のなす角を發射角と稱へる(挿圖第七DAB)

銃に距離に應ずる發射角を與ふる方便は距離に應ずる照尺を採て照準することである。

八、彈著點 彈道の目標又は地面に落達したる點を彈著點と稱へる。

又彈道と水平面との交會點を落點と稱へる(挿圖第七B)

九、射距離 銃口と彈著點との距離を射距離と云ふ、嚴密に云へば銃口と落點との距離が射距離である(挿圖第七ABの距離)

十、彈道高 水平面の某點より彈道に至る高さを其距離に於ける彈道高と稱へる、彈道の最高點は銃口より概ね射距離の五分の三の所にあるが此最高點に通する彈道高を最高度と稱へる。

十一、落角 落點に於ける彈道の切線と水平面となす角を落角と稱へる(挿圖第七B)

十二、高低角 銃口と彈著點Dと同一水平面上にないときは銃口と彈著點とを連ぬる傾斜線を高低線(挿圖第七AB)と云ひ高低線と水平面のなす角を高低角と稱へる。

(挿圖第七角A'B)

高低角の小さいときは弾道の形状は高低角なき場合と殆んど差なく、従て射撃のために特別の顧慮がいらない、然し高低角の大きい山地とか飛行機射撃の場合には顧慮せねばならぬ、發射角が直角に近づくに従ふて弾道は初め直線状となり最高點附近に於て急に彎曲するものである。

十三、**天候氣象の影響** 氣壓及溫度の高低は彈丸に對する空氣抗力に差違を生じ射距離を増減し概して夏に於て増し冬に於て減するものである。

後方又は前方よりする風は射距離を増減し、側方より來る風は彈丸を他の側方に偏せしむるものである其量は射距離及風速の増加するに従ひ益々増加する其他光線の照準に及ぼす影響に就ては照準の部に於

て説明する。

十四、**危険界** 彈道高が目標高を超過しない地域の長さを危険界と稱する、蓋し其地域にある同じ高さの目標は皆危険を感じるの意味である、彈道の形が直線に近づき彎曲の少くなるに従ひ危険界が大きくなるから彈道の形が直線に近づく程即ち彈道の低伸する程價值が増すものである、而して危険界の長短は射距離、目標の高さ、目標所在地の傾斜に従て變化し近い距離に於ては射手の姿勢及照準點の高低にも亦之に影響するものである（挿圖第八）

十五、**射彈散布の法則** 同一制式の銃及彈藥に就ても製作上微細の差異は免れぬ、従て彈道の形状、命中の精粗、彈丸の物體に對する侵徹力に差異を生ずる、又



同一銃を以て毎發同一位置に於て射撃するも彈丸の飛行に影響を及ぼす各種要件が變化するため、決して同一の彈道を描くことがない、故に多數の彈丸を發射するときは一點に集まらずして、彈丸は必ず某面積に散布せらるるものである、此散布の法則は高等數學に屬する公等學の研究に待たねば一通の説明も困難であるが茲に必要な概念のみを述ぶる。

1 集束彈道 前に述べた如く同一銃を以て多數の彈丸を發射するときは毎發各異の彈道を描き之を集めた景況は恰も蕤束の如き曲圓錐形をなすものであるから之を集束彈道と稱へる(挿圖第九)

2 垂直被彈面 垂直面に集束彈道の印した跡を調べて見ると彈丸散布の景況は中央に密にして外周に

近くに從て疎となり、全彈痕は高さが幅より大なる楕圓形内に收められて居る、此彈丸の散布面を垂直被彈面と稱する。

3 被彈地 水平地上に於て彈丸散布の景況を調べて見ると彈痕疎密の景況は垂直面に於けると同様であるが散布面の幅と長さの關係は射距離に依て差異があり幅は射距離と共に増すが長さは彈道の落角が大きくなる關係上漸次減少する、若し傾斜地に就て調べれば地面の傾斜に從て變化するものである、此の如き地上に於ける彈丸の散布面を被彈地と稱へる

以上垂直被彈面と被彈地のことを理解すれば、彈道集束の景況が密に短縮すれば垂直被彈面狭小となつ

て命中が精確となり、射距離が遠くなれば被弾面は愈々擴大するに依り同一の大きさの目標に對して命中を期することが漸次困難になることが判る(挿圖第九)

4 平均彈著點 多數の彈丸を發射した場合に垂直被弾面上に於て總彈痕を上下左右平等に分つ水平線と垂直線を畫き其交會點を求むれば此交會點は總彈著點の中心と見做すべきものである、之を平均彈著點と稱へる(挿圖第十)

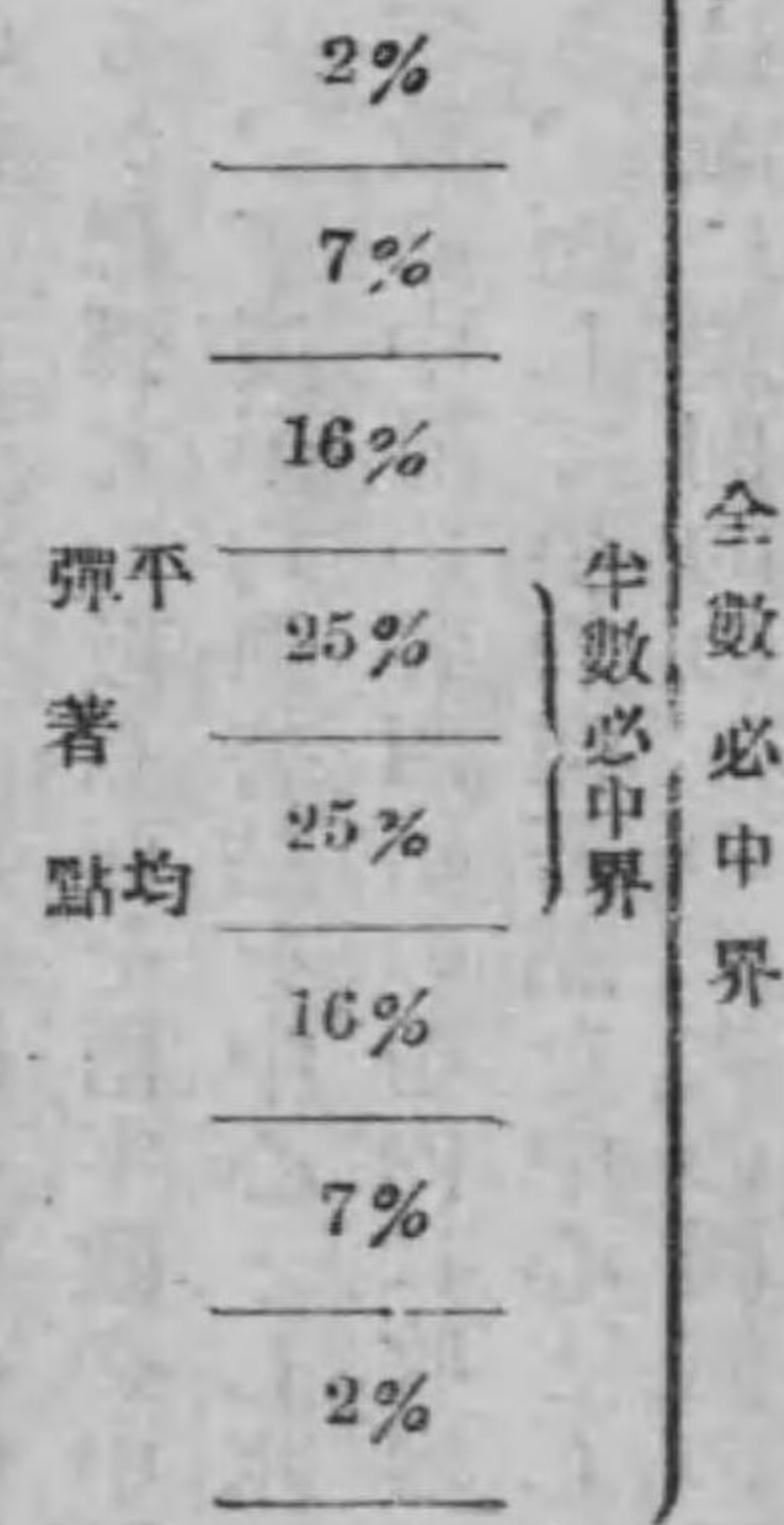
5 半數必中界 之は公等學の智識がなければ徹底的に説明が出来ぬが唯事柄丈を述べて置く。

平均彈著點を過ぐる垂直線を畫いて總彈痕を縦に二等分し更に之を各二等分する如く兩側に垂直線を畫くときには兩垂直線は平均彈著點を過ぐる垂

直線と等距離にあるものである、而して兩側の垂直線が界をなす面上には總彈痕の半數が含まれることとなるが、兩界線たる兩側の垂直線間の水平距離を水平半數必中界と稱へる(挿圖第十a)

平均彈著點を過ぐる水平線を畫き之を基準として右と同じ關係に水平線を畫き垂直半數必中界を求むることが出来る(挿圖第十a)

此の如くして水平、垂直兩半數必中界と云ふ觀念を得るが總彈丸の散布面を兩半數必中界に對照して見ると、丁度平均彈著點を中心とし水平、垂直兩方面共半數必中界の各四倍の帯内に收容せらるるものである、而して平均彈著點を中心として彈著疎密の關係は誠に規則的のもので次の圖解の通である。



全數必中界  
半數必中界

平均著弾點

一銃を以て射撃する場合命中を期し得るや否やの判定は右に述べた半數必中界の觀念に基くものであるが三八式歩兵銃に就て述べれば次の通である。

距離	銃弾を含む方形		約半數以上命中を期し得べき標準
	縦	横	
200	0.53	0.48	頭首のみを現したる兵
300	0.66	0.58	伏姿兵

200	1.03	0.66	除姿兵
300	1.28	0.80	立姿兵又は密集せる二人立姿兵
400	1.52	1.00	密集せる二人立姿兵或は騎兵

以上は單一銃に就て學理的に述べたものであるが、實際に就ては天候、氣象、目標の見え具合、射手の伎倆、體力、及精神の状態、射撃速度等に依り影響を受け、彈丸散布の景況は著しく變化するものである。

部隊を以て射撃し多數の銃を同一目標に指向するときは銃數の多いだけ夫れだけ單一銃の場合に比して集束彈道の大きさが増し従て被彈面が擴大せらるるが、射弾散布疎密の景況は單一銃の場合と同様である。部隊を以てする射撃に於ては遠距離にある目標に對して

百米の差ある二種の照尺を採ることがある、之は被弾地の縦長及危険界が距離の増すに従て減少するから之を補ふためである、此場合の射弾散布の景況は射距離と採用する二種の照尺の關係に依て差がある。

凡そ射撃は各人必中を期して行ふて初めて部隊としても好成績を收めるものである、而して部隊を以てする射撃に在ては各銃の彈丸散布の法則に依て、各人各個の目標以外に他人の目標にも命中せしめ得て各人各個の射撃效力を總和したより以上の總效力を顯はし得るものである

**十六、彈丸の侵徹量** 彈丸が或る物體に命中した場合之を貫き通す力、乃ち侵徹量は固より物體の硬軟に依るものであるが、同一抗力の物體に對しても彈丸の形、中徑の大小、金質、重量、命中の際に於ける方向及

存速にも關係する、又命中した後軟かい部分を縫ふ性質もあつて身體に命中しても骨を避けて貫通する等のことも往々見る現象である、又命中したとき物體の表面に對する角度が少いときは侵徹せずして跳飛することが多い、跳飛した彈丸を跳彈と稱する。

三八式歩兵銃の銃口前二十五米に於ける存速は七百四十七米で其最大射距離は約四千米である、但し實用上照尺は二千四百米を最大限としてある、又尋常積土に對する彈丸侵徹量乃ち彈丸の貫き通す厚さは次の通である。

射距離	二百米	〇、九九米
同	四百米	一、一〇米
同	六百米	〇、九一米

## 射撃の姿勢

姿勢の堅確は射撃諸動作の基礎であつて恰も大「ビルディング」の基礎工事に相當するものである、姿勢が堅確でなければ据銃が正しくならぬ、又發射のときに起る反動に堪へられぬ。

姿勢は樂な氣持で決して窮屈であつてはならぬ、殊に凝り固まると据銃照準擊發孰れにも影射し如何に姿勢が正しくとも命中を期せられぬ。

以上申した堅確、不窮屈の二件を備へた姿勢でなければ疲勞し易く永續させぬ。

村田銃の發明者故村田少將は射撃の名人として有名な人であるが、此人は晝間に立射で射撃をし足の位置を地上に印し置

き、夜に入て其印しを辿つて姿勢を取り射撃をせらるると必ず命中すると云ふ逸話がある、之れ固より熟練の極致に入つた結果であるが、姿勢が堅確で常時毫厘の差もなかつたことが有力なる原因である。

孰れの射撃姿勢でも構へた銃の銃口が概ね眼の高さであることが必要である、眼と銃口と目標とを連ぬる線で假の照準線が描かれて居る位に目標に對する著目と銃口の高さとが形影相伴ふて居るべきである、又右手の食指は用心鐵の内に入れて必ず伸ばして置くべきである、之れ暴發の危険を避くるためである。

射撃姿勢を取つた後不具合を感ずるときは其姿勢の儘速に直してよろしい、否速に直して正しき姿勢を取ることには熟練すべきである。

射撃の姿勢は各人の體格に應じて外形に差違があつて差支ない、要は先に述べた如く堅確で自由に据銃、照準、擊發を行ひ得て永續に堪ふるに在て外形の齊一は望む所でない。總て射撃の姿勢を取らすには號令を下す前に射撃すべき目標を示すものである。

### 立射

號令 たらちら 射の構へ 銃?

先づ示された目標に正しく向き直り、次で頭を目標の方向に保ちたる儘裝填のときと同じく右足尖を軸として半ば向きつゝ左足を約半歩左前に踏み出し脚を開く、此動作と同時に右手を以て銃を上げつゝ前に倒し左手を以て概ね銃の重點の所を握り左臂を體に著け指を銃床の溝に置いて左手で銃を支へ

裝填した後已に裝填してあるときは安全装置を解く膝射伏射亦同様右手を以て銃把を握り何時でも射撃が出来る様に目標に注目する、其形は挿圖第十一の通である。  
立射の姿勢に於て注意すべきこ

挿圖第十一 (立射の姿勢)



とは次の通である。

- 一、脚を開くのは姿勢を堅確ならしむる爲であるから其開き具合は體格に應じて廣狹がある、約半歩を標準として多少の差があつてよろしい。
- 二、全體の方向が目標に對して正しく四十五度の角をなすことが必要である、之れは据銃をするときに肩の方向が目標に對して四十五度をなすことが必要であるからである、又上體の向きと下體の向きの一致せぬのはよろしくない。
- 三、體重が兩足に齊しく掛つて居つて決して一方の足に偏してはならない、片腹の出で居る姿勢は必ず反對の方の足に體重が懸つて居るものである、試に兩踵を上げて見ると良く體重の懸り具合が判かる。

- 四、上體は著しく外觀に表はれない程度に少し前に傾く位の心持がよい、腹が出て後に反る姿勢は最も不堅確で發射時の反動に堪へられぬ、然し腰が引けて前に屈むもよろしくない。
  - 五、銃を構へると兎角肩が凝つて上り易い注意すべきである。
- 執銃で練習する前に徒手で要領を習ふがよろしい。

膝射

號令 膝射の構へ 銃

徒手で折敷をするのと同要領である、先づ示された目標に正しく向き直り、頭を目標の方向に保ちたる儘左足を約半歩右足尖の前に踏み出す、此時左足尖を僅かに内にして地に著け

ることが必要である、左脚を前に出すと同時に上體を半ば右に向け左手を以て劍鞘を前に拂ひつゝ、右脚を曲げ其股を目標の方向と殆んど直角になるやうに平に地に著け、次で臀を右足後方に於て地に著け左脚を立てる、此右脚を地に著ける動作と同時に右手を以て銃を前に倒し銃を構へる、其方法は左手を以て立射のやうに之を支へ、左前臂を左膝の上に置き床尾板を右股の内部に當てるのである、夫れから裝填した後右手を以て銃把を握り目標に注目し上體を自然の方向に概ね真直に保つのである、正しい膝射の姿勢は挿圖第十二の通である。

膝射の姿勢で注意すべきことは次の通である。

一、全體が落著いて然も窮屈でなく永續きの出来ることが大切である、之がため右臀の落著きが第一で體重が主と

して右臀に掛かり  
左脚を自由に上げ  
下げし得る位でな  
ければならぬ、又  
右腿かなるべく地  
に密著し膝の所に  
空隙のないことが  
望ましい、之が爲  
には右股が充分横  
に開いて居ること  
が必要である。

二、左脚は据銃をし  
たときに銃の支へ

膝射の姿勢 (第二十圖挿)





となるものであるから第一に足底全部が地に密著することが必要である、之が爲には足尖を少し内に入る、ことを要領とする、第二に膝頭の部分が側方に寄らず真直に立つて居ることが必要である。

三、上體は正しく腰の上に落著き胸を起して暢び暢びとした氣分が外觀に表はることが必要である。

膝射の姿勢に在ては體格上臀を地に著けることの具合の悪い者は右足の上に載せても差支ない。

### 伏 射

伏射は戦場で最も多く用ひらるゝものであり且最も射撃に都合の姿勢であるから十分に力を用ひて精熟の域に達せねば

ならぬ。

號令 伏射の構へ 銃

徒手の伏臥と同要領である、先づ示された目標に正しく向き直り頭を目標の方向に保ちたる儘左手を以て彈藥盒を左右に開く、次で左足を膝射の通、踏み出すと同時に上體を半ば右に向け、右膝から逐次兩膝を地に著け左手を體の前に出して地に著け次に體を射撃すべき方向に對し約三十度にして伏臥し左手を以て立射と同じ様に銃を保ち、裝填して後、右手を以て銃把を握り目標に注目し銃把を腮の稍々前にあるやうにして兩肘を地に置き銃を支へる。

正しき伏射の姿勢は插圖第十三の通である。



伏射の姿勢で注意すべきことは次の通である。

- 一、上體の方向が射撃方向に對して約三十度の角をなすことが第一である、之は立射に於けると齊しく据銃のため肩の方向を適當に保つためである、之が爲には伏せるとき左手を著く位置と、夫れから左肘を折る方向に注意し肘を前に折り曲げるやうにせねばならぬ。
- 二、左手で銃を保つ位置を勉めて銃の重心部に置くことが

大切である、動々もすれば重心部の後の方に退かり勝であつて此くなれば据銃をした場合に銃を確實に支へることが出來ぬ、之が爲にも伏せるとき左肘を折る方向に注意せねばならぬ、即ち左手を中心として左肘を左前方に廻はしなるべく前方に肘を著くことが要領である。

三、兩肘相互の關係位置は廣過ぎてもしかねければ狭過ぎてもいかぬ、廣過ぎると据銃のとき銃の支へとなる兩前臂が傾斜して支へが不確實となり且胸が地に接近して窮屈になる、狭ま過ぐれば肩がすぼむで据銃したとき床尾飯の著き具合が悪い。

四、要するに上體が暢ひ暢ひとして胸も頭も起き、自身では勿論外觀上でも窮屈の感があつてはならぬ、蛤蟆を潰したやうな姿勢は取らぬ所である。

### 逆射

飛行機射撃するには立射膝射の姿勢を應用し又は逆射の姿勢を取るものである。逆射の姿勢は次の通である。

號令 逆射の構へ 銃

飛行機の飛行方向に平行して仰向に伏臥し得るやうに體を向け膝射を取る要領で臀を地に著けつゝ、左手を以て銃の左側面から木被の所を、右手を以て銃把を握り仰向に伏臥し床尾を右腋下にして床嘴を地に著け銃口を上にして銃を地面に對し約三十度に保ち體を飛行方向に傾ける、仰向に伏臥する爲後方彈藥盒が邪魔になるときは之を體の一侧に廻はす。撃方止めをするには右手を以て地面を壓して體を起し逆射の

姿勢を取つたときと概ね反對の順序に動作して起ち右足を左足に引き著け立射に復する。  
逆射の姿勢及射撃の要領は挿圖第十四の通である。

逆射の要領 (甲) (四十一號圖挿)



撃射の撃逆(乙)



### 射撃の實施、中止及終止

操典第五  
十五

射撃の姿勢を取つた後射撃する爲には號令に先ち目標に到る距離に依つて取るべき照尺を示さるる。

號令 各個に撃て

射撃豫行演習の節で説明する要領を以て据銃、照準及撃發を爲し發射の後右手で槓桿を握り一氣に勢よく遊底を十分に引いて空藥莢を排出し、次で遊底を閉ぢて次發を準備し次の號令のある迄目標の景況に應じて適當と思ふ速度で射撃を反復する、彈倉に裝填してある彈藥を射盡せば更に裝填して射撃を續ける、彈藥を裝填する毎に彈藥盒の蓋を閉ぢ留革を掛け彈藥の逸散することを防ぐ。

何かの必要あつて射撃を中止するには「撃方待て」の號令で

操典第五

銃を構へて次發の準備をし次の號令を待つ、射撃を止めるは「撃方止め」の號令に由る、此場合には孰れの姿勢に在ても銃尾機關の部分に注目しつつ銃を安全装置にし、照尺を舊位置に復し、頭を起して目標の方向に向けたる後、立射に在ては装填のときと同要領で立射に復する。  
膝射に在ては臀を地より離し右手を以て木被の所を握つて起ち上り、目標の方向に向きつつ右足を左足に引き著け立射に復する伏射に在ては其姿勢を取たときと概ね反對順序を以て上體を起し、左足を約一步前に踏み出し、右足を左足に引き著け立射に復する。  
此等の動作は敏活に行ふことが必要である。

#### 第五節 射撃豫行演習

### 通 說

射撃術に熟達するには有形無形上次の要件を充たすことが緊要である。

- 一、精神の沈着殊に恐怖心なきこと。
- 二、手腕の筋力強きこと。
- 三、身體各部の關節が柔軟なること。
- 四、視力が鋭きこと但し視力に故障があつても眼鏡を以て矯正し得るものは差支がない。

射撃は最も精密微妙な動作を要するものであるから精神の沈著が第一である、若し心が沈著せず殊に不安の念に驅られて居たならば決して命中を期することが出来ぬ、固より初めて實弾を發射するときは何人と雖一種の不安の念が起るもので

あるけれども、元々弾丸は敵の方に飛で行くもので自分に危害を加へるものでない、射撃とても耳を劈くものでなければ發射のときに起る反動とても指先で突かる位の程度のものである、實彈射撃の回數の重なるに従ひ漸次不安の念は消失するが勇氣と智慮に富む學生生徒諸子は初めから不安の念等があるべきでない。

手、腕の筋力の強ければならぬことは約四肝ある銃を兩手で水平に支へることが基礎であるから今更申す迄もあるまい、射撃教範第四十五に「射撃豫行演習ト共ニ屢々體操ヲ實施シ射撃ニ必要ナル關節ノ柔軟ト筋力ノ強健ヲ得シメ特ニ各種姿勢ニ於テ臂上ノ据銃法ヲ反復練習シ以テ、如何ナル場合ニ在リテモ迅速ニ堅確ナル据銃ヲ爲シ得ル如ク熟達セシムルヲ要ス」と示されてある所以である、普通體操で手、腕の筋肉を

發達させる懸垂の如きを頻繁に實施するのは此趣旨に適ふもので教練に於ても之が爲各種の操作をするであらう、銃の操法を反復練習する如きは甚だ有効である、其他銃を持って種々體操的のことをさせられて時には苦痛を感ずることもあらうが少々我慢して行ふことが射撃に必要な筋力を發達せしむるに肝要なことである。

肩、肘、腕並に指の各關節を柔軟にすることが亦肝要である肩、肘等の關節の自由なことは銃を支へる爲上膊、前膊の姿勢を物理學的に合理ならしめ筋力を補ふことになる、腕關節、指の諸關節の柔軟は最も大切な擊發動作を自由ならしむる基である、又股、膝、足等の關節の柔軟なことは膝射の姿勢を堅確ならしむる要素である。

射撃は遠距離にある敵に對して行ふものであるから視力の大

切なことは申迄もない、視力も練習に由て鋭さを増すもので初め目に留らぬ物體も練習の結果容易に發見辨別し得るに至るものである、又學生生徒諸子に少くない、近視の人でも眼鏡を以て矯正し得るならば射撃の爲視力の完全の人と少しも變りがない、之れ現今では或程度の近視の者も現役兵に徵集せらるる所以である。

其他射撃に上達する爲練習すべき事項、心懸くべき事項甚だ多いが各動作に關係する部分で詳述する、殊に射撃術練習最後の目的たる戰場に於ける實際的射撃に就ては歩兵の戰闘法を述ぶるときに詳説する。

### 据銃

据銃は姿勢に次て射撃動作の基礎である、正しく確實に据銃

が出来なければ照準も撃發も成立たない、

立射の姿勢に在て据銃するには兩手を以て體に近く銃を上げる、此際銃口を上げす先に説明した眼、銃口、目標を連ねて描いた假の照準線、を成るべく崩さぬやうにすることが必要である次に主として右手を以て床尾飯を肩の凹み即ち襟と肩頭との間に確實に壓著し同時に右肘を殆んど肩の高さと等しくし左前臂を成べく垂直にする(挿圖第十 五参照)此際注意すべき事項は次の通である。

- 一、床尾飯著を壓著する爲故らに肩を上げ或は前に出してはならぬ。
- 二、銃の高さは之を検する爲後ろから見た場合床尾飯の肩の上に露はれ具合に依て良否が判かる、高さは體格に應じて違ふが餘り上り過ぎて床尾飯の大部が肩の上に露はれて居る如きは据銃が不確實である。

- 三、右手で銃把を保つには通常右側面から手を當て、握るべきである、而して十分に力を加へて肩に押し著け縦ひ上から銃床を押し下がることのない程全く左手を放しても右手丈で銃を保ち得る程でなければならぬ。
- 四、右手で銃把を握る位置は食指の第二節が引鉄に懸る程度に定めるがよい。
- 五、右肘は肩と同じ高さか、寧ろ、より以上高い位がよろしい、之れ床尾飯の肩著が良いからである。
- 六、左肘は銃を支へる丈で故らに力を込めぬがよい、殊に左手で銃を肩に押し著ける必要はない、又左前臂を成るべく垂直にすること及左手の位置は勉めて銃の重點の前にすることが力學上合理的である。
- 七、左掌上に銃の載せ方は中々難しいものである、先づ掌が水平になるやうに手首を軽く曲げ次に左前に軋はず心

- 持を以て手首を軽く振ぢる、此の如くして水平な掌の上に手の附け根の中央の凹い所より拇指と食指との間の彎曲部に銃を置き掌と銃との間に少しの隙間もないやうにする、指は軽く屈めて銃床に附著して居る程度にする(挿圖第十五 其二参照) 兎角犯し易い過失は指先を以て銃を支へるがため掌と銃との間に空隙の出来ることである、又左手に力を込めることは禁物で左手は左臂と相俟て自然的の臺と心得ればよい。
- 八、銃が右左に傾かざること、此件は照準に關係したことであるが据銃のとき已に注意すべきことである。
- 九、一旦据銃した後右手を緩め又は床尾飯の位置を動かしてはならぬ、此の如きことをするのは未熟の證據である初から一度に正しく肩著きの出来るやうに心懸くることか必要である。



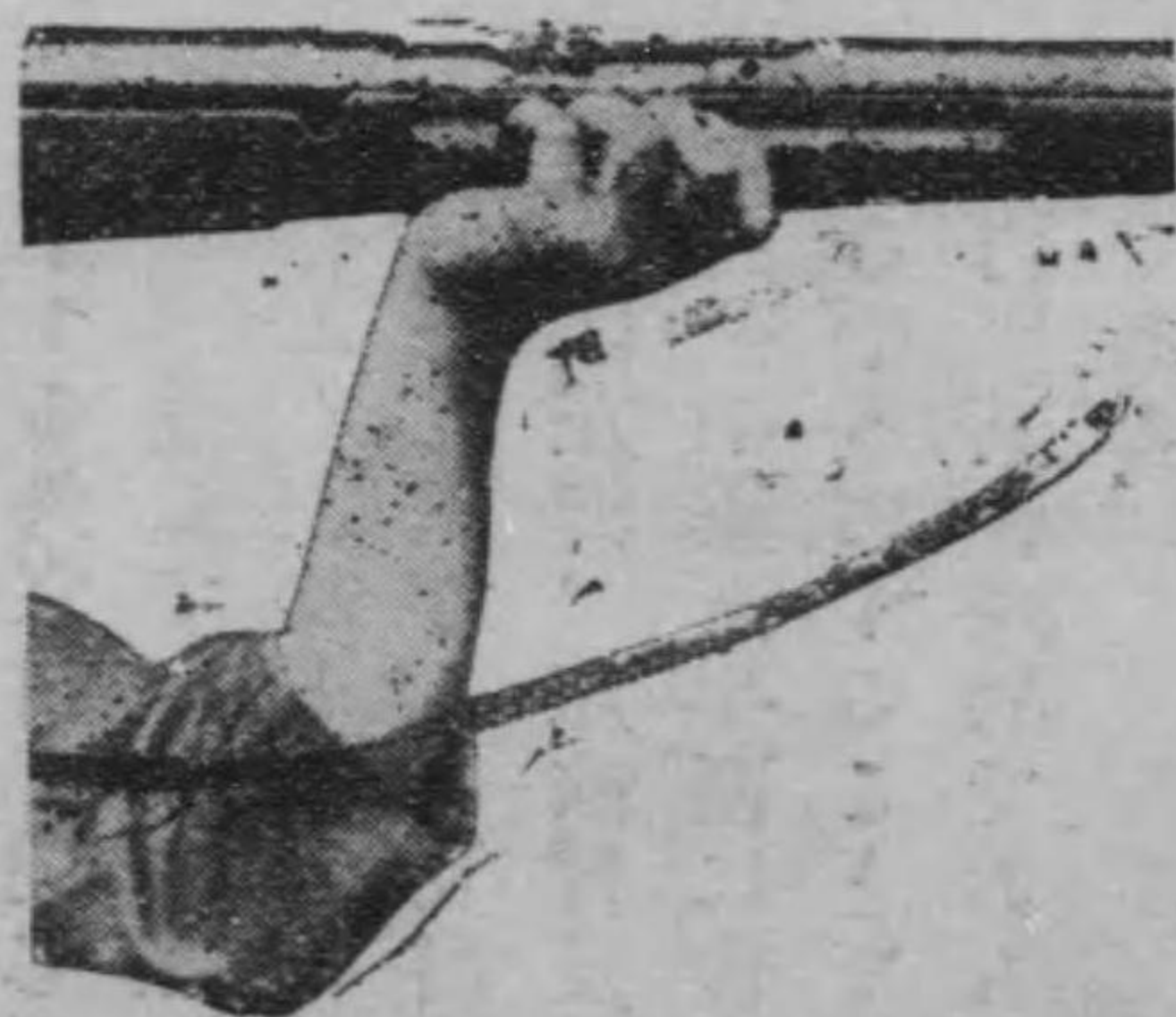
方ち保の手左及臂前左るけ於に銃据 二其

×手首を軽く曲げて掌を水平にす

×指先を以て銃を支ふるにあらず  
唯軽く接し置くのみ



(甲) 前臂及掌の保ち方



(乙) 右側より見たる据銃  
に於ける左手の要領

況景の著肩るけ於に銃据 一其 (五十第圖挿)

位部の著肩×

(甲) 床尾銀を着ける  
部位



(乙) 後より見たる肩著



領要の手左るけ於に銃据るた見りよ側左 (丙)



とこるす接密に掌は銃

膝射の姿勢に在て据銃するには左前臂を左膝の上  
に立つる外立射と同じである、注意すべきは左肘  
頭がよく左膝となじみ前  
臂が安定すること及出来  
得れば左脚、左前臂及銃  
が同一の垂直平面に含ま  
るるやうにすること之  
は力學上合理的であるか  
らである。

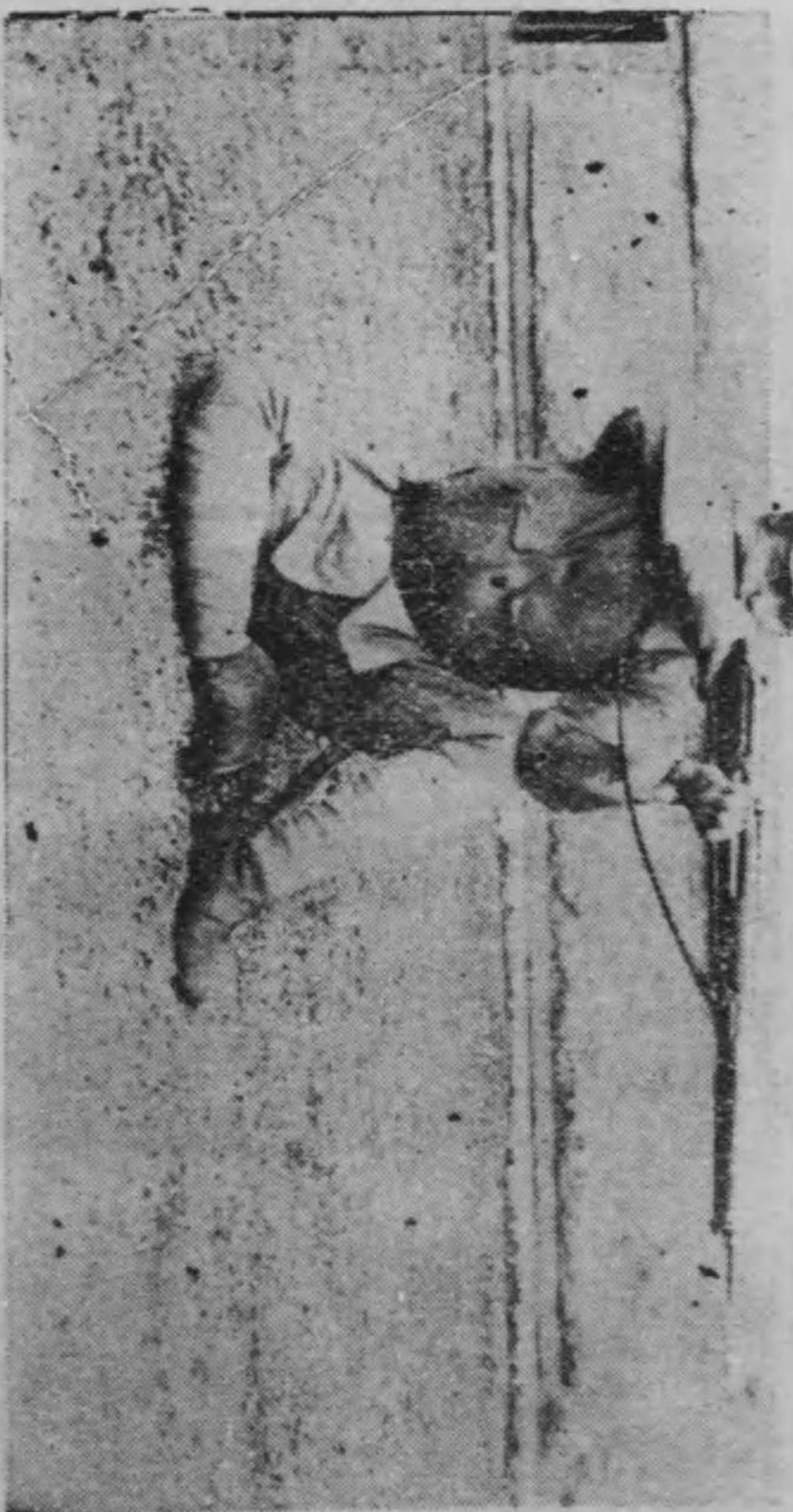
(六十第圖挿)

銃据るけ於に射立 (甲)



1210

銃 摺 る け 於 に 射 膝 (乙)



銃 摺 る け 於 に 射 膝 (丙)



1211

を起し左手は概ね立射の通にし右手を以て銃把を稍下より握り床尾飯を鎖骨に接せぬやうに肩に壓著する、此際注意すべ



銃把を以て射伏 (丙)

きは銃把の握方が立射膝射と少し違ふこと及据銃したとき左手はなるべく銃の重心下にあるのがよいので左手を用心鉄の方に摺り下げて銃の重點より著しく後方に左手を置く過失があつてはならぬことである、各姿勢に於ける正しい据銃の景況は挿圖第十六の通である。

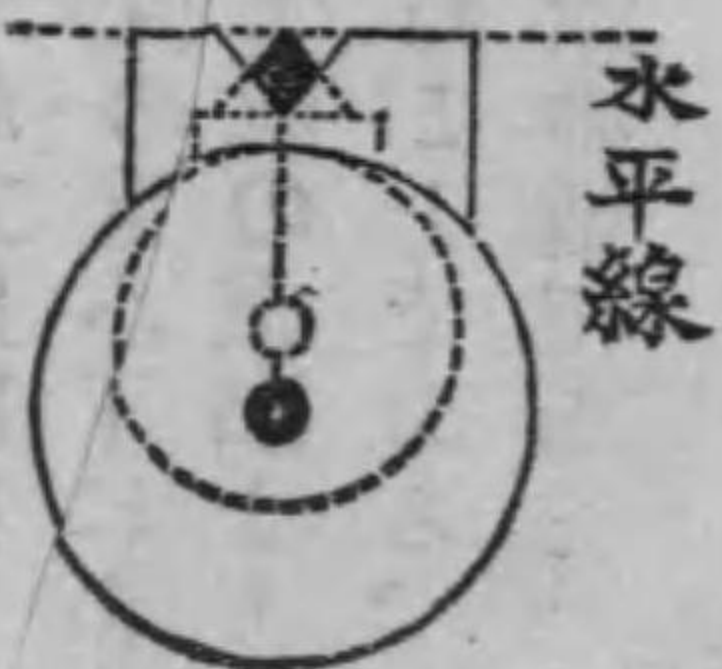
### 照 準

照準の練習は最初射撃の姿勢や据銃の動作と別に、先づ照準の學理を會得し正しい照準を見學し、安置してある銃に就て照準することを修得してから射撃姿勢を取つて据銃して照準することを學ぶものである。

照準は如何なる場合に在ても精確でなければならぬ、照準を

行ふには目標に到る距離に適當する照尺を採り銃を左右に傾  
 くることなく照準線を正しく照準點に向けるのである、照準  
 線とは照門上縁の中央から照星頂を視通す直線を云ひ照準點  
 とは照準線を向くる點である、照門より照星を現はす度は常  
 に一定でなければならぬ、即ち照星頂を照門の中央にして其  
 兩縁と水平ならしむるもので圖解にすれば次の通である。

挿圖第十七

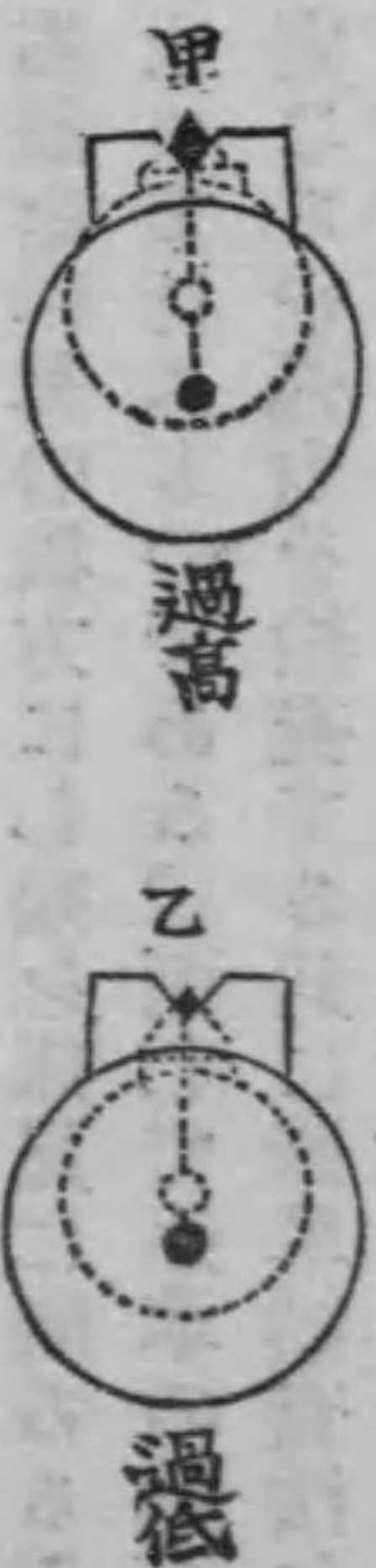


●は表尺脚直下の銃身軸  
 ○は照星頂直下の銃身軸

照準の際生じ易き諸種の照準誤差は左の如き結果を來すもの  
 である。

一、照星の顯出過高なるとき(左圖甲)は彈著を高からしめ  
 之に反して過低なるとき(左圖乙)は彈著を低からしむる

挿圖第十八



二、照星の顯出一側に偏

するとき(挿圖第十九)  
 は其偏したる方に彈著  
 に偏する。

挿圖第十九



三、銃を右或は左に傾けて

照準するとき(挿圖第三十二)

は彈著は銃の傾きたる方

に偏し且彈著が低くなる

安定してある銃に就て照準の

練習をなすには右眼を床鼻の後方にし頬を床尾に觸るることなく軽く呼吸を止めて行ふものである、而して照準の正否殊に照準が常に一定なるや否やを検査する爲に照準鑑査法を行ふ、之は實驗心理學の應用のやうなものである、其方法は銃を臺上に安定し夫れから約十米前に白紙を貼り助手は鑑査的の黒圓鏡に細竿を穿ちたる中經二種の黒圓鏡に細竿を穿ちたるものを其上に現はす、即ち此鑑査的の下際を照準し照準が完成すれば之を報告する、助手は鉛筆を以て鑑査的の中心に印を附けた後鑑査的を少し動かす、照準す

挿圖第三十二



る者は銃に觸れず出來上つた照準線を崩さぬやう注意しつゝ、照準線に従て右、(左)、上、(下)等と唱へて鑑査的を元の位置に導き、正しく照準線が其下際に通ずるやうにし出來上れば良しと唱へ、助手は更に鉛筆にて中心を記す、此二回の中心の印しは多少隔つて記せらるもので其間隔の少い程照準が常に一樣な證據である、尙教官は二點の中央に鑑査的の中心が一致するやうに之を置かして照準の正否を検査する、若し二點が著しく隔て居る場合には更に一回行ふて三點を以て點檢するものである。

照準時間の長きこと及不正な照準は固著せる癖となつて中々矯正し難くなるから初めより嚴密に良習を養ふことが必要である。

照準は左眼を閉ち右眼で行ふものである、左眼を軽く閉つる

ことの出来ぬ人又は全く左眼を閉つることの不可能の人は左眼瞼下の筋肉を擦り揉みながら閉づることを練習すれば容易に閉ぢらるるやうになるものである、若し練習しても尙左眼を閉づることが出来ず、両眼を開いた儘右眼で照準の出来る人は夫れでも差支ない。

照準する間は呼吸を止めるものであるが其方法は努むことなしに十分空気を吸ひ更に約二、三分程呼き出して呼吸を止めるのである、而して此呼吸を止め息の苦しくならない間に照準を完成することが必要である。

据銃して照準するには据銃すると共に左眼を閉ぢ直に銃を照準せんとする點に向け精密に照準する、此とき頭は殆んど自然の位置に保ち床尾を頬に確實に接するのである、此際照門を覗き込む様にして頭で右前方に傾けたり、甚しく頭を右に

傾けることは戒めねばならぬ。

光線の具合に因て照準に誤差を生ずることがある、即ち光線上方より照星を照らすときは射手の眼には照星が大きく見え自然照星を低ふ照門内に視顯はすこととなる、又側方より照らさるるときは照星の輝く方のみが大きく見え自然照星頂を反對の方向に偏じて照門内に視顯はすこととなる、曇天、曉暮等照星が明瞭に見えないときは自然之を高く視顯はすこととなる、此等の事柄は照準に際し心得置くべきである。

遠き距離(千米以上)の照尺を採て照準するときには照準線を眼の高さに導く爲照尺度の増加に従ひ漸次右肘を下げ床尾飯の位置を摺り下ぐるを必要とする、此場合には右手を以てする銃把の握り方も變はり漸次下の方より一層確實に握り、左手を退けて用心鐵の方に近づけ體格に因ては恰も膝射の特別の

場合に於て左手を起し左掌を内方に向け銃を拇指と食指との間に支ふると同様にしても差支ない、然し肩著の具合や左手の保ち方が變ろうとも頭は殆んど自然の位置に在るを要する

撃 發

撃發即ち發射の動作は最も微妙なもので之が粗暴であつたならば他の動作は如何に良くとも命中が期せられぬ、最初は照準と同じく据銃せずして之のみを練習するものである。

引鐵の引き締め方は引くと云ふよりも寧ろ握り締めると云ふべきである、引く積下故らに力を加へてはならぬ、此微妙な要領を最も雄辯に説明する次の和歌を紹介する。

引鐵は心で引く眼で引く

寒夜に霜の落つるごとくに

右の如く徐かに引鐵を操作するには先づ右手を以て銃把の握り方に注意せねばならぬ、即ち食指を除く四指で確かに各指平等に力を加へて握り食指の運動を臂に波及せしめないやうにし、食指は第二節又は第一節の根元を引鐵に鈎け先づ其第一段を押し次に食指の第一第二節を曲げ徐に第二段を押し寒夜に霜の落つる如き景況を以て無意無識の間に撃發するのである。

据銃して撃發するには据銃して照準を始むると同時に引鐵の第一段を押し次に先に説明した如く呼吸を止め照準點に正しく照準線を向け得たとき發射するやうに漸次引鐵の第二段を引き締むるものである、即ち第二段を引き締むる時間と照準を完成する時間とが吻合して毫厘の差があつてはならぬ、之れ射撃術の極意で熟練して此域に達せねばならぬ、之を稱し



て眼、心、指の一致と云ふ、此心、眼、指の一致が精神の沈着、姿勢の堅確と共に命中を良好ならしむる要素であつて所謂「心で引くな眼で引くな」とある所以である、心と眼で今と思つても引鐵第二段の引き締め方が之に一致して居らず周章で「がく引」(俗稱)をしては命中せぬ。

兎角初心者は照準と撃發動作を一致せしむることが困難で一方照準に永い時間を費やしながらか引き締められず、呼吸が切迫し周章で引鐵を「がく引」することになり易い。此様に眼、心、指一致を缺き撃射の好機を得ないときは照準を中止して銃を下ろすがよろしい、然し之が習慣とならないやうに注意せねばならぬ。

撃射の後と雖尙瞬間撃發の姿勢を保ちて撃射の瞬時に於ける照準線の達したる方向を確認し、次で左眼を開き徐に食指

を伸ばして銃を構へる、是れ精神の沈著しないため及姿勢動作の確實でない爲に生ずる過失を豫防し且矯正する爲に有効であるからである。

銃を下ろして後各自の認めた所に由り照準線の達した點を照準點に比較して右(左)、上(下)又は右上(左下)等と報告する若し不明であれば不明と報告する、之も撃發を丁寧にして伎倆を進める一手段である。

射撃豫行演習に於て据銃、照準及撃發の動作に熟せる者と雖實包射撃に於て往々免れざる過失は次の通である。

一、照準が宜しきに適したるとき急劇に引鐵を壓するもの乃ち「がく引」すること。

二、撃發の際右眼を閉ち頭を動かすこと或は肩を進むること、所謂肩突をすること。

右の過失は或は撃發の好機を逸せざらんとし或は銃聲に慣れず或は反動に抗せんとする等から偶然犯すもので教官は之が矯正法を講せらるるであらうが其方法は後に助教助手の動作の所で記述する。

### 照尺の用法及照準点の選定

表尺<sup>へうしやくはん</sup>を倒したるとき其脚にある照門は三百米に相當する、從て三百米の照尺を採るには何の操作もいらぬ、表尺を起したとき其下底の照門は四百米に相當する、四百米の照尺を取るには表尺を起し遊標を全く上に移す、五百米以上では遊標にある照門に由るものであつて五百米の照尺を採るには唯表尺を起した儘でよろしい、六百以上では夫れ夫れ表尺に刻むである數字に一致する様遊標を上ぐればよい。

六百米以上の照尺を裝するには右手の拇指と食指とを以て遊標の兩端を撮み食指を以て遊標駐<sup>いり</sup>鉤<sup>かぎ</sup>を壓し遊標の上縁を正しく表尺飯上<sup>へうしやくはん</sup>所望の分畫に合せ次で表尺飯を起すものである、四百米の場合も之に準する、遊標を移す操作を容易ならしむるため左手の拇指及其他の指で表尺飯を下から少し起すのを便とする。

照尺を元に復する動作は概ね前と反對順序である。目標の中央に彈道を導く如く射撃するには距離、其他天候、氣象及各銃固有の癖に從て適當に照尺及照準點を選ばねばならぬ、執銃各個教練に於て目標を示されて射撃するときは照準點は通常目標の下際に選ぶものである、然し他の原因で照準點を修正するを有利と認めたらば、適宜に修正して選ぶべきものである、即ち銃固有の癖(之を稱して躲避<sup>たひ</sup>又は偏避<sup>へん</sup>と云ふ)

に因て彈着が上下右左の執れかに偏することを知つて居るならば偏避する方向と正反對の方向に同じ量丈命中せしめんとする點より修正することが必要である、空氣の濃淡即ち氣壓及氣温の高低に因り又風向に従て同様の關係の生ずること射撃に關する定説に於て説明した通である。

横方向に動く目標を射撃するには目標の運動に伴ふて照準線を移しつゝ、目標の前方を照準するものである、其照準點は距離及目標の速度に依て差があるが其標準は次の通である。

距離	目標種類			
	速歩徒歩兵	常歩乘馬兵	駈歩徒歩兵	速歩乘馬兵
二〇〇 <sup>米</sup>	〇・四一 <sup>*</sup>	〇・七〇	一・〇一	一・四五
三〇〇	〇・六七	一・一三	一・六四	二・三五
四〇〇	〇・九四	一・五九	二・三一	三・三〇

備考	本表は目標の中央より前方を照準すべき尺度を示す			
	五〇〇	一・三二	二・一〇	三・〇四
	六〇〇	一・五五	二・六三	三・八一
				五・四五

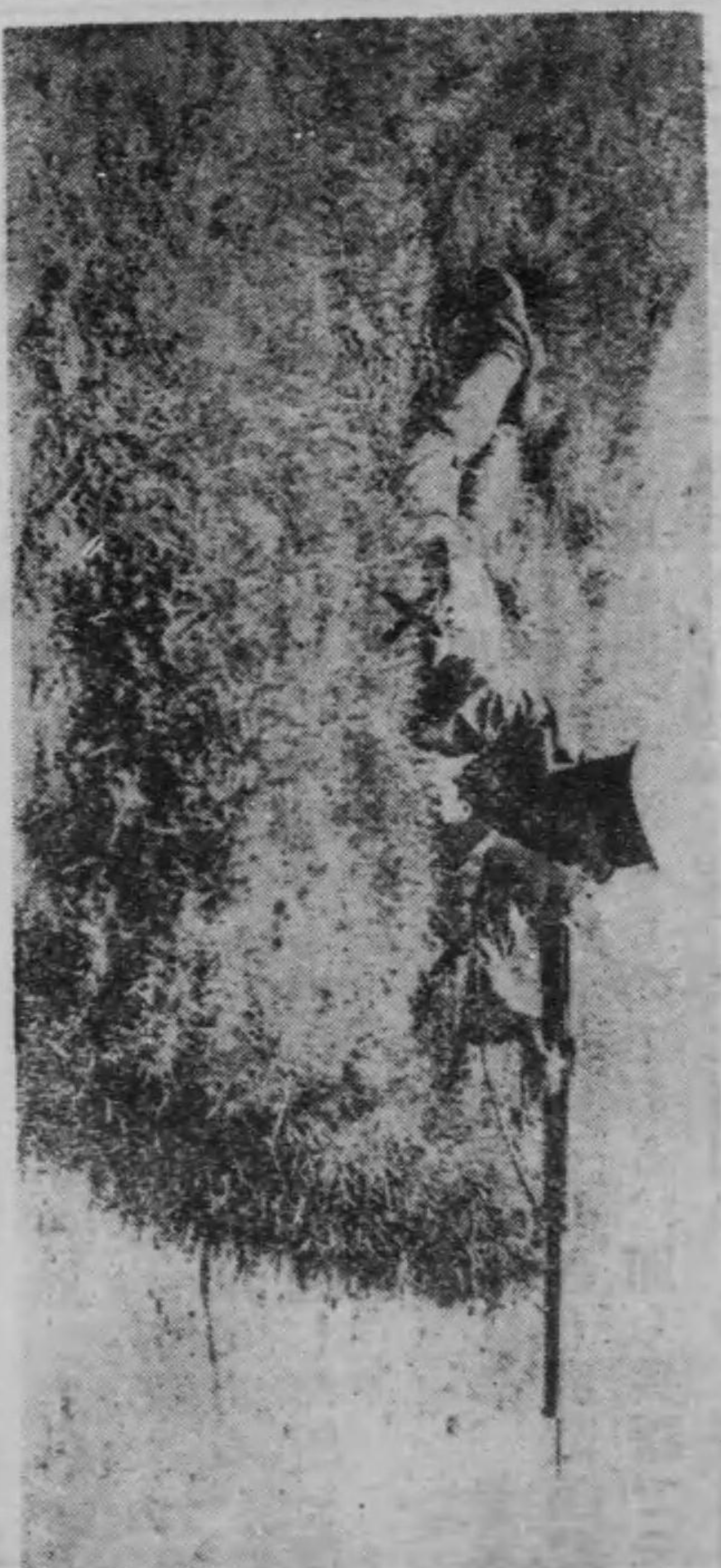
### 地形地物を利用して行ふ

### 射撃

戰場には決して鏡の如き平らな所がない、必ず地形としては丘阜河川があり地物としては土地に大小の凸凹があり、耕作物があり、草叢があり、樹木がある、又敵の砲彈等に依て地に大穴が出来れば又故らに散兵壕と云ふ壕を掘て地物を作ることもある、此等千差萬別の地形地物を利用して射撃姿勢を堅確にし又左手で銃を支ふる代に地物に銃を依托したならば

射撃効力の發揚に最も好都合である、注意せねば眼に留らぬ程の少しの土地の皺でも、一塊の土でも之が利用は大なる價値があるものである、此の如く地形地物を利用することは兼て敵眼敵彈(火)に對し身を蔽ふの利益を收める、又地形地物の景況に依ては反對に射撃に不便を與へるものもある、此等の不便を取除くことも亦大に練習すべきことである、以上述べたことを約言すれば射撃のため地形地物を利用する目的は主として射撃効力を増進し兼て身體を遮蔽するにある。戰場で最も廣く應用せらるる射撃姿勢、夫れは孰れである乎——別に説明する迄もなく伏射である、元來伏射の姿勢は基礎的な練習をする場合に在ても次の如き位置を求むるが適當である。

勢體の的理をみたの射伏 (一十二第圖種)



× 左位射の位置は  
 × 右位射の位置は  
 × 左手を以て高き位置に保つて  
 × 右手を以て高き位置に保つて  
 × 腹の位置は  
 × 安定して好位置

一、腹の所か少しく凹みて、よく腹の落著く所。  
 二、左肘の位置が右肘の位置より少し高い所。  
 左右の肘の位置が同じ高さにならぬ理由は両手を以て銃を水平に支ふれば左臂は前方に伸はさるる關係上左肘が右肘より高くなるは自然である、従て此兩肘の高低の平均するため左肘の位置は右肘の位置より稍高いことが合理的である。  
 故に戰場では一寸の土地の凸凹でも右の要件に適した所を選びて利用すべきである。  
 一番利用に都合の良い地形は正規断面の散兵壕である、散兵壕と云ふのは防禦をする場合に我射擊力を發揚し我敵眼敵火を避くるため土地を掘つて造るものである、即ち兵語で云ふ野戰築城の一部である、散兵壕には立射用のものと膝射用のものと二種類あるが其利用法は次の挿圖第二十二甲(乙)の

通である、乃ち體の保ち方は立射、膝射に由て違ふが體の左側又は前面を散兵壕の内面に接し左肘或は兩肘を臂座ひざの上に置き銃を胸牆きょうじやうに托する此場合に於ては左手を前方より右の方に向け拇指と其他の四指の間に床尾を挟むで銃を右肩に引き著け右手を以て強く銃把を握て射撃するするのである、此際注意すべきは銃口に土が入ると射撃が出来なくなるから常に銃口を地上から約十握(一握)離して置くことである。  
 散兵壕を利用して射撃するときには銃に裝填するときには體を屈め匿れて行ふがよろしい、又散兵壕に據て斜めの方向にある目標に對して射撃するには斜めの處に従て肘の置方銃の支へ方を變へねばならぬ。  
 伏射の姿勢を取るときでも散兵壕の胸牆と類似な地物があるならば之を利用して胸牆に依托すると同じ方法で射撃するが

用利の壕兵散射立 (甲) (二十二第圖挿)



斜右方向に背して射撃する  
ため右肘を立射の如くす

用利の壕兵散射立 (乙) (二十二第圖挿)



射 伏 托 伏 (三十二第圖挿)



托 伏 の 部 全 體 前 方 へ 射 撃 せ ば 射 伏 (甲) (四十二第圖挿)



144

托依の部半臂前左るけ於に射伏 (乙) (四十二第圖挿)



托依のみの肘るけ於に射伏 (丙) (四十二第圖挿)



145



よい、此姿勢を依托伏射と稱へる。

依托伏射でなくとも力めて左肘を地物に依托する様にするのは有利である(挿圖第二十四甲乙)又一塊の土と雖も依托物として大なる價值がある(挿圖第二十四丙)

右又は左に傾いてある斜面上に伏射をせざるを得ぬ場合には低い方の脚を屈めてなるべく全體を水平にするやうに力めねばならぬ、而して右降り斜面に在ては傾斜が急なれば右肘を地より離して射撃することが必要となる。

目標の方向への登り斜面は之を利用して伏射するに好都合であるが降り斜面は誠に都合が悪い、斜面の傾斜が強くなれば伏射を取ることが出来ず、膝射をする外方法がない。

操典第五  
十九

地形、地物を利用する膝射の姿勢の數例は次の通である。

(挿圖第二十六參照)



射伏るに於て(きとるな腰)面斜り降右 (甲) (五十二第圖部)

射伏るけ於に(きとるな急)面斜り降右 (乙) (五十二第圖押)



射伏るけ於に面斜り降左 (丙) (五十二第圖押)

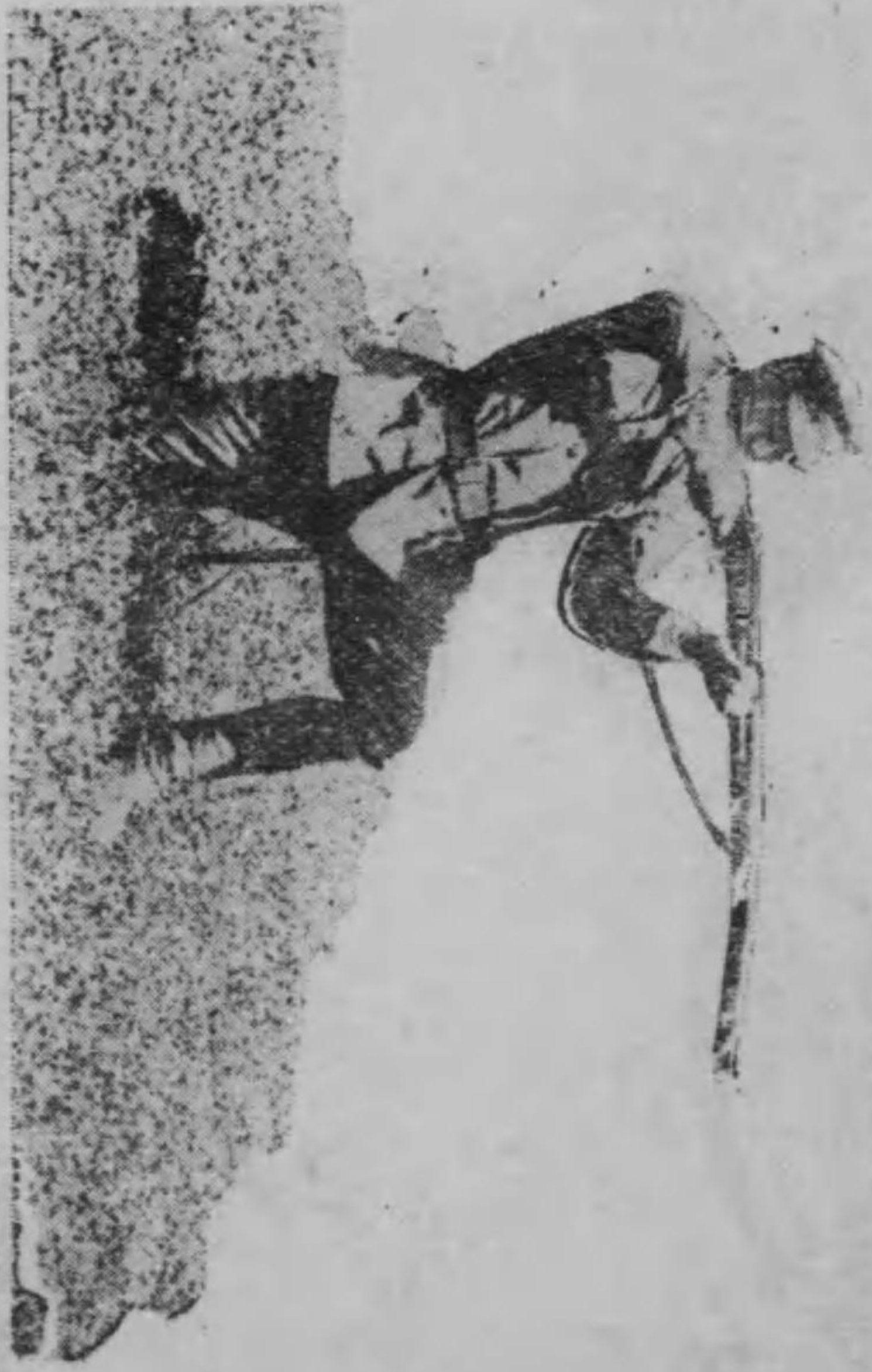


左せ載に踵右を臀で立を突是右 (甲) (六十二第圖挿)



一、右足尖を立て臀を右踵に載する。

撃射でげ上りよ地を臀 (乙) (六十二第圖挿)



二、臀を地より上げる。

三、兩膝を開いて地に着ける。



撃射に著し地を膝兩てに射膝し用利を意彈 (丙) (六十二第圖挿)

1 甲丙

四、兩脚を前に出す。

前を脚兩け著し地を響 (丁) (六十二第圖挿)  
銃揺ぐ如の射立し出に



1 甲丁